

## 平成30年第3回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成30年9月11日（火曜）

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 今井 英昭	2番 森澤 文王	3番 今井 清
4番 村田 桂子	5番 両角 正芳	6番 村松 浩喜
7番 榎本 真弓	8番 森本 信明	9番 土屋 春江
10番 滝沢寿美雄	11番 田中 三江	12番 西藤 努

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 米村匡人 副町長 山浦智城 教育長 宮坂 晃

総務課長 長坂徳三 企画課長 竹重和明

町民課長 齋藤明美 観光商工課長 小平春幸

会計管理者 市川清美

建設課長 片桐栄一 農林課長 今井一行

教育次長 市川正彦

庶務係長 荻原義行

代表監査委員 寺島秀勝

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 遠山一郎 書記 伊藤百合子

散会 午後2時31分

議長（西藤 努君） おはようございます。

これから、本日9月11日の会議を開きます。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの取材撮影を許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 一般質問

議長（西藤 努君） 日程第1 一般質問を行います。

最初に、**1番、今井英昭君**の発言を許します。

件名は **1. 職員体制について**

**2. 安心安全の町づくりについて**

**3. 幹線道路の整備について**です。

質問席から願います。

〈1番 今井 英昭君 登壇〉

**1番（今井英昭君）** おはようございます。1番、今井英昭でございます。通告いたしましたとおり質問してまいります。

まず、職員体制についてから入ります。

以前にも一般質問において、同様の趣旨の質問はしておりますが、今回は定年延長との関係に視点を置いて質問をしてまいります。

当町は、毎年100人近くの人口減少が続いており、少子高齢化の影響がそれぞれの区や、また、それよりも小さい班など、身近な生活においてもじわじわ出始めてきております。そのため、何かの集いにおきましては、その際、立ち話で今後の地域づくりについて話し合われているところです。

この問題は町職員のあり方も例外ではなく、今から議論をしなければいけないところですが、そこで、まず現状の人口推移を鑑み、今後の職員数、新規採用計画をどのように捉えているのかについて質問いたします。

議長（西藤 努君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長（米村匡人君） おはようございます。

少子高齢化の進展や若年労働力人口の減少などを鑑み、民間企業では65歳までの雇用確保措置が義務づけられ、公務員についても、平均寿命の伸長や少子高齢化の進展

を踏まえ、複雑高度化する行政課題に的確に対応する観点から、定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討すると、本年6月政府で閣議決定しております。

加えて、地方公務員法及び地方自治法の改正により、平成32年度から会計年度任用職員制度が施行され、職場の環境が大きく変わってまいります。当立科町では、ここ数年退職者の補充時には、職員の年代バランスの均衡に努め採用を行い、さらには、任期付職員や臨時職員を採用して、より複雑化し、より高度化する行政に対応してまいりました。今後末永く立科町として継続していくためには、バランスのとれた職員の採用は重要であります。採用を行わないような極端な抑制はせず、会計年度任用職員や任期付職員を適正に採用して、行政を運営していく必要があると考えております。

**議長（西藤 努君）** 1番、今井英昭君。

**1番（今井英昭君）** 先ほど、採用についての概要の答弁いただきました。ここから細かい部分について質問してまいりたいと思います。総務課長にお願いしたいと思います。

まず、その概要の中で65歳定年制度について、国では定年制度につきまして、昨年の秋ごろから議論が活発され始めて報道にもされておりますが、また、この8月には人事院が給与水準を7割に抑える、また役職定年を導入する等、具体的に提案され始めております。

当町におきましては、国家公務員に準じて今後定年延長について進められていくと思いますが、国、県の考え方と現時点での当町の考えについて質問いたします。

**議長（西藤 努君）** 長坂総務課長。

**総務課長（長坂徳三君）** お答えをいたします。

公務員の定年引き上げにつきましては、今、議員さんおっしゃられたとおり、本年8月に、人事院より国会及び内閣に意見の申し出が行われております。今後この申し出について、国会で議論されていくものと思われまます。町としましては、今後、法制化された場合には、それを遵守した運用をしていく必要があると思っております。

人事院での定年の引き上げの必要としましては、少子高齢化が急速に進展し、若年労働人口が減少、意欲と能力のある高齢者が活躍できる場をつくっていくことが、社会全体の重要課題。平成26年度以降の再任用職員制度により増加しているが、下位の官職に短時間勤務職員が増加し、このままでは、職員の能力及び経験を十分に生かしきれず、公務能率の低下を懸念。複雑化高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、60歳を超える職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠であり、定年を段階的に65歳に引き上げることが必要。雇用と年金の接続も確実に図られるとしております。

当町においても、今後同様のことが懸念されておりまして、法制化された場合には、それを遵守していきたいというふう考えているところでございます。

**議長（西藤 努君）** 1番、今井英昭君。

1 番（今井英昭君） 先ほど、答弁の中に再任用ということと、定年についての懸念という部分がありました。現在、この再任用制度を導入していると思いますが、今後において、この再任用から定年延長になった場合の影響はどのように考えておられるのか、説明をお願いいたします。

議長（西藤 努君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） お答えいたします。

先ほど来、答弁の中にございますとおり、本年8月に人事院から国会及び内閣に意見が出されたところでありまして、今後、国会で議論がされまして、制度が固まっていくことになるというふうに考えています。人事院からの意見の申し出では、役職定年の導入や、定年前の再任用制度、また、給与水準を60歳前の7割水準にすることなどが記載されております。今後国の議論を注視するとともに、職員の意見を聞き取るなどして、町への影響を検討していく必要があるかと考えております。

議長（西藤 努君） 1 番、今井英昭君。

1 番（今井英昭君） 答弁の中にも、町職員の方に聞き取りをしてという部分がありました。まさに、今後このような制度になってくると、ますます町として考えなければいけないことというのはあると思います。

定年延長の流れの中で、若者の採用が抑制されては本末転倒の事態にもなりますし、特に当町のような小さい自治体では、職員一人の重みというのが、かなり重たいです。しっかりと今からのシミュレーションが必要だと思います。そういったことを押さえて、定年延長と新規採用のバランスをどのように考えているのか、この点につきまして、町長に答弁をお願いいたします。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

当初、申し上げたとおり、立科町が末永く継続をしていくためには、バランスとれた職員採用は必要不可欠と考えております。定年が延長になるために、新規採用を行わないとするような極端な抑制は、やはり将来にわたって職員を教育、またつくっていかなければいけない。持続可能な行政を目指すには、そういうような極端な抑制は、私は行うべきではないというふうに考えています。

また、地方公務員法などの改正により、平成32年度からは、従来の臨時職員などに関する制度が大きく変わっていきます。会計年度任用職員としての運用が始まるというのは、先ほど申し上げたとおりだというふうに思います。この会計年度任用職員や、また任期付職員の採用、また業務の効率化などとあわせて必要な職員数を確保し、行政運営をしていく必要があるというふうに、私は考えております。

議長（西藤 努君） 1 番、今井英昭君。

1 番（今井英昭君） まさに若者が採用されない時期があるというのは、町のためにもなりません。ただ、定年延長という部分では、シミュレーションをしないと、そういったバ

ランスがとれる採用というのは、かなり難しいかじ取りが必要だと思います。その定年延長でどれだけ人が増えるのか、増えるのかといいますか、その延長されたことによつての影響というのは、繰り返しになりますが、シミュレーションというのは本当に重要だと思います。

今、働き方改革という部分で、この話もあるとは思いますが、60歳以上の方の労働力というの、高齢された方の労働力というのと同時に必要になると思いますが、この働き方改革と定年延長の関係について、町ではどのように捉えているのか、総務課長お願いいたします。

**議長（西藤 努君）** 長坂総務課長。

**総務課長（長坂徳三君）** 人事院の意見の申し出によると、60歳時点で管理者となっているものが、そのままポストに在職し続けた場合、若年・中堅職員の昇進ペースが遅くなり、これらの職員の士気の低下のおそれがあり、当分の間、役職定年制度を導入しております。また、60歳以降の職員について健康上、人生設計上等の理由により、多様な働き方を可能とするため、職員の希望に基づき短時間勤務の職務に従事させることができる。定年前の再任用短時間勤務の導入が検討されているところであります。

これらの議論を町としても見守っていききたいという、そういうことでございます。以上です。

**議長（西藤 努君）** 1番、今井英昭君。

**1番（今井英昭君）** まさに、職員の方がケース・バイ・ケースで、今後65まで働き方を決められると、個々の方の意見、考えを尊重するというのは当然なんです、だからこそ、本当にシミュレーションというのをしとかなないと、個々によってかなり左右されてしまう部分がありますので、なかなかそういった個々の職員の方のお考えというのも、酌みながらというのは本当に難しいと思います。

もう一つ、働き方改革の一環といたしまして先ほど来から出ています、2020年4月から会計年度任用制度が設置されることになっています。これにより臨時職員の方が常勤職員と同じ労働条件に移行されていきます。これは同一労働同一賃金の考えが原点にあって、そのガイドラインに沿うところではあるとは思いますが、当町におきましても、行政コスト削減の一つといたしまして、臨時職員が増大した経緯があると思います。今後職員のあり方、業務内容について抜本改革が迫られていくと思いますが、その一つにアウトソーシング、外注と内製化についても研究する必要があると考えております。

現時点で外注している業務についても適正なのか、また外注している部分が内製できないのかということも、適正に考えていかなければいけないところですが、常にこのことをてんびんにかけて行政運営が求められているところです。そこで、宿直、日直等のアウトソーシングへの移行はどのように考えているのか。

以前の一般質問におきまして、総務省から地方自治団体に出された地方行政サービ

ス改革の推進に関する留意事項という質問をした際に、この留意点にはアウトソーシングについても盛り込まれておりまして、この助言を調整してアウトソーシングなど当町にあった改革を今後進めていく必要があります、またその後の質問におきましても、質問の答弁におきましても、検討をし始めたという答弁がありました。

まず、この宿日直について質問していきますが、現在の宿直・日直職員のあり方について、職員には専門業務に専念してもらい、宿日直につきましては、業務の効率や働き方改革の観点からもアウトソーシングにしたほうが良いと考えますが、現状の考えについて説明をお願いいたします。

**議長（西藤 努君）** 長坂総務課長。

**総務課長（長坂徳三君）** お答えをいたします。

宿直の業務について、宿日直規定により任務が5項目定められております。1つとして、庁舎、設備、備品、書類等の保全、2つとして外部との連絡、3つとして文書の收受、4つとして庁内の監視、5つとして非常災害の連絡通報となっております。現在、宿直職員は男性2名、日直職員は女性1名で実施しております。婚姻届や死亡届の受け付け、災害時の緊急放送、住民サービスにおいて重要な役割を占めております。一方、職員の減少や週休2日の完全実施を契機に、委託業務としている他の自治体もございます。

しかしながら、依然として、近隣の軽井沢町、御代田町、佐久市は、宿日直ともに2名体制で職員が行っております。小諸市、長和町は宿直勤務のみ業者委託、東御市では宿日直両方委託している状況でございました。委託はそれぞれ1名が勤務する体制となっております。アウトソーシングを考える上で、その必要性や住民サービスが低下しないこと、また費用が大幅に増えないことなどが重要ではないかと考えております。

近年、大雨警報や土砂災害警戒情報など、一刻を争う情報が発令された場合の責任や迅速な対応に不安な面もあります。また、近隣の町で宿直を委託する見積もりを聴取したところ、現在の費用の数倍かかる見込みとなり、断念したとの話も伺っております。今後、職員数の減少や働き方改革などを契機に、宿日直の外部委託について検討する必要があると思いますが、サービス低下とならないよう時間をかけ、住民の皆様とのコンセンサスを得ながら、行っていかなければならないというふうを考えております。

以上です。

**議長（西藤 努君）** 1番、今井英昭君。

**1番（今井英昭君）** このアウトソーシング、宿日直に対しては近隣市町村でも分かれているということ、また課題は多々あるということ、答弁をいただきました。

本来の職員の方には専門業務、決してこの宿日直が専門的な業務ではないと言っているわけではないんですが、ただ、本来の各課の自分に与えられた職務に専念してい

ただくことによって、昼間の平日のサービス提供というのが充実してくると思います。

そういったことも考慮していただきながら、検討していくという答弁をいただきましたので、それについて、まさに、職員の方のヒアリングですとか、町民の方のヒアリング、また、近隣市町村でも分かれているということで、既にやっているところが、アウトソーシングやっているところがありますので、そういった意見も参考に進めていっていただけたらと思います。

また、このアウトソーシングの業務につきましても、既にやっているものは多岐にわたりますが、今後、移行できるだろう業務もたくさんあると思います。ただ、アウトソーシングしている業務が既にあると思うんですが、それが内製するかどうかの精査というのにも必要だと思います。今、冒頭に常にアウトソーシングか、内製かてんびんにかけてという話いたしました、その点についてこの考えですね、内製か外注かどのように考えられているのか、進めようとしているのか、説明をお願いいたします。

**議長（西藤 努君）** 長坂総務課長。

**総務課長（長坂徳三君）** お答えをいたします。

外部委託から内部で業務を行う内製にするメリットとしては、職員が業務を行うため、業務の工程が省略でき効率がアップ、コストの削減、技術力の向上、技術の蓄積などが期待されています。

一方、外部委託から職員に業務を行うわけですので、システム開発や、設計業務、パンフレットなどのデザインや印刷など、これらの業務をこなせるだけの知識を持った専門職員や設備が必要となります。人材がない中での内製化は業務が滞る危険があると考えております。専門職員を育てていくには、時間もかかる上、役場職員は限られた人数で、多岐にわたる業務をこなしていくことが、現在求められておりますので、現在のところまだ内製化についての検討は行っておりません。

以上です。

**議長（西藤 努君）** 1番、今井英昭君。

**1番（今井英昭君）** 宿日直以外のアウトソーシングについての考えに移ります。

それぞれアウトソーシングしている業務があると思いますが、各種会議の議事録などのインプット作業についても、アウトソーシングの一ついい例なのかと思います。現在、企画課で進めておりますテレワーク事業というものがあります。これは町長の招集挨拶にもありました、またいろんなところでテレワークという部分に力を入れているというところはわかります。このテレワークを活用することによって、地域内経済循環となつてとてもいい仕組みだと思います。

そのため、現在、当町において、雇用創出型のテレワークが推進されていると思いますが、その活用をさらにそのまま組織化をして、業務を請け負う組織、派遣会社に近いようなものまでつくり上げて、少し極端ですが、現在の臨時職員の方がその組織の中で町で働く、これは現在の臨時職員の方にとってもいろいろな意味で、優位性の

ある働きだと思えます。

少し横道にずれてしまいましたが、このテレワークの活用についてどのようにお考えなのか、総務課長、お願いいたします。

**議長（西藤 努君）** 竹重企画課長。

**企画課長（竹重和明君）** 企画課で進めていますので、私のほうからお答えさせていただきます。

現在、町のテレワーカーの仕事は、自治体間連携により、塩尻市振興公社が全国から受託した業務や町から委託した業務を行っております。今後も社会福祉型テレワークの実現を目指して、子育て世代、障害者、高齢者等の町内ワーカーを育成し、町内外の業務を請け負っていきたいと考えております。

組織化につきましては、まだ具体的にはなっておりませんが、継続的な展開を見据えると、自立した組織の必要性も認識しており、どのような形で行っていくか検討を始めているところです。

**議長（西藤 努君）** 1番、今井英昭君。

**1番（今井英昭君）** アウトソーシングとテレワークというのは、関連できればいいのかなと思っております。今、企画課長に答弁いただきましたが、アウトソーシング等検討されるのは総務課だと思えます。ですので、横断的な考えでアウトソーシング、テレワークというのをつなげていっていただければなと思えます。

今回、定年延長について町の考えを質問してきましたが、この延長の原点の一つが、年金の65歳というのがあると思えます。そのため、労働も65歳までということになるとは思うんですが、ただ、今後年金が70歳、75歳となっていくときに、これもまた定年が70歳、75歳という議論になっていくのか、そういった可能性も残されているわけですね。

いずれにいたしましても、町としてどのような職員体制、また、業務体制のかじをとるのか、問われていることが予想されますので、多様な角度で研究していただけたらなと思えます。

次に、大項目2に移ります。

安心安全のまちづくりについて、振興計画に記されている日常生活の安全確保について、作成時から社会の動きとともに変化してきたと思えます。そこで、現状の安心安全のまちづくりをどのように進めているのか、まずは概要について質問いたします。

**議長（西藤 努君）** ただいまの質問に対し答弁を求めます。

米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

**町長（米村匡人君）** お答えをさせていただきます。



町民の皆さんが安全に安心して暮せるまちづくりは行政の基本であり、非常に重要なことだと認識をしております。住民の生命、財産を守ることを目的に作成しました立科町地域防災計画を基軸に見直しを行いながら、想定される災害に対応できるよう取り組んでいるところであります。

防犯の観点からは、平成28年度に、権現山運動公園内に初めて防犯カメラ9台を設置をし、また、平成29年度には保育園と中学校の入り口で2台設置をいたしました。今年度も町内に2台設置をする予定であります。今後については、警察とも協議をしながら、防犯抑制に向けて検討していく予定であります。

また、6月の大阪北部地震でのブロック塀倒壊による事故もあり、危険とされるブロック塀等の除去にかかる経費への補助金及び電話を利用した特殊詐欺等の被害を防ぐため、被害防止対策機能のついた電話機購入に対する補助金を、今回の9月補正予算に盛り込んでいただきました。少しでも被害が減るよう、その対策を進めるところであります。

また、地域で、地域の中を見守る地域コミュニティの力も非常に重要だと考えております。地域コミュニティを活性化し、地域でのさまざまな活動を通して共助の精神を育み、日常生活の中で当たり前を支え合えることができる地域づくりも求められているというふうに思っております。

何にしても、行政、地域、町民が一体となって安全安心のまちづくりを進めていくことが、非常に大切なことだというふうに考えております。

**議長（西藤 努君）** 1番、今井英昭君。

**1番（今井英昭君）** 安心安全なまちづくりというのは、防災、防犯両面があると思いますが、ここからは防犯について細かく質問していきたいと思っております。

対岸の出来事と思っていたことが、昨今どこでも起きてもおかしくないという時代になっています。今年の春先には、新潟市では小学生が連れ去られ、その後、線路内ではねられるという悲惨な事件がありました。そのころ、当町におきまして、登下校中の生徒が不審者に声をかけられたという事案が複数回ありました。今回大事に至らなかったものの、凶悪事件の前兆にならないように対策が急務となっております。

子供に限らず、大人も巻き込まれる可能性があるこの不審者情報について、不審者情報があった場合の対応マニュアル内容について質問いたします。不審者情報があった場合、一言でくくっても多様なケースがあると思っております。今回は2つのケースに絞って質問いたします。

1つ目は、子供をターゲットとした通学路での発生のケース、これは文部科学省から発行されております、学校の危機管理マニュアルや長野県教育委員会から発行されている学校危機管理マニュアル作成手引などがありますが、当町の地域性や、また既存の仕組みを活用しながら、どのようなマニュアルがつくられているのか。2つ目は、しつこい訪問販売など、消費者保護対策の視点から、それぞれの課長に説明をお願い

いたします。

**議長（西藤 努君）** 市川教育次長。

**教育次長（市川正彦君）** お答えします。

ここ数年、全国において、児童等が犯罪に巻き込まれ、中には命も奪われてしまう痛ましい事案が発生しております。犯罪現場の近所の方がいつも口をそろえて言っているのが、こんなところでこんな事件が起こるとは思わなかった、こういったことが言われていると思います。

これまで立科町は、犯罪も少なく安全安心な町だと思っておりましたが、今年になって、議員も言われるように、小学校、中学校、高校かいわいで、相次いで不審者があらわれました。幸いにも大きな被害はなかったわけですが、他人事ではないと認識をさせられたものでございます。

不審者情報があった場合、小学校、中学校、保育園とも、基本的には緊急時のマニュアルに沿って対応します。警察への通報、教育委員会等への通報、また、きずなネットを利用した保護者等への情報提供となりますが、具体的には警察によるパトロールの強化、また、教職員等による登下校時の見守りや、集団下校、また教育委員会によるパトロールなどとなります。

以上です。

**議長（西藤 努君）** 齋藤町民課長。

**町民課長（齋藤明美君）** 消費者行政に関する所管でございます町民課のほうからお答えさせていただきます。

消費者トラブルや特殊詐欺被害防止につきましては、管轄の東信消費生活センターとの連携、また場合によりましては、警察との連携によりまして、周知、広報活動を行うとともに、町民の皆様から寄せられた情報ですね、悪質な訪問販売や不審電話等の情報につきましても、いち早く有線放送等で注意喚起をすることに努めております。

また、町の消費者の会、こちらとの協働により町内の店頭におきまして、啓発活動を行うなど、町民の皆様が巧妙な手口による詐欺被害等に遭わないよう、啓発を強化しているところでございます。

また、先ほど、町長も申し上げましたけれども、今定例会に上程の補正予算案につきまして、不審な電話等による特殊詐欺対策機能付きの電話機等の購入の補助金を計上するなど、町民の安心安全な生活と財産を守る取り組みを進めているところでございます。

以上です。

**議長（西藤 努君）** 1番、今井英昭君。

**1番（今井英昭君）** 今、教育次長からの答弁の中で、マニュアルというものがあろうということがわかったんですが、このマニュアル自体、公開されてそれがしっかり共有されているのか、情報が共有されているのかについて、引き続き教育次長に質問いたし

ます。

**議長（西藤 努君）** 市川教育次長。

**教育次長（市川正彦君）** マニュアル自体は、一般の皆さんに公開ということはないと思うんですが、学校、保育園、それぞれ関係支部の中で、教育委員会も含めまして、共有されているものでございます。

以上です。

**議長（西藤 努君）** 1番、今井英昭君。

**1番（今井英昭君）** このマニュアルに沿って、発生したときに対応できているのか、どうなのかというのが一つのポイントだと思います。そのマニュアルが学校、教育委員会が連携されて、そのとおりになっているのか。社会情勢も変わってきている中で、それが今現在マニュアルが合っているのかどうなのか、そういったマニュアルの作成に当たって検討委員会等が直近で開かれたのかどうなのか、また、今後マニュアルを改正する予定があるのかについて、引き続き質問いたします。

**議長（西藤 努君）** 市川教育次長。

**教育次長（市川正彦君）** マニュアルどおりにやっているのかということでございますが、これについては、それぞれマニュアルどおりに対応はしていただいていると思っております。

直近でそういう検討委員会等、これから見直し等されるのかということでございますが、この部分については、状況によっていろいろ対応の仕方が変わる場合もございますので、これはそういった状況が出た場合には、それぞれでまた見直し等が図れるものと認識しております。

以上です。

**議長（西藤 努君）** 1番、今井英昭君。

**1番（今井英昭君）** どうして、今の質問をしたかという部分におきましては、ここ数年の間で小中学校におきまして、保育園も入っているかどうかちょっとあれなんですけど、保育園も入っているのかな、保護者に対して一斉メールという仕組みがつくられたと思います。こういった仕組みがどんどん変わっていく中で、マニュアル自体も変わっているのかどうなのか、設備が変わっているんですしたら、やっぱりこのマニュアルも変わっていると思いますが、そのマニュアル自体には、少なくとも、小中学校で使用されている一斉メール、保護者に対しての一斉メールについても書かれているのか、どうなのかについて説明をお願いいたします。

**議長（西藤 努君）** 市川教育次長。

**教育次長（市川正彦君）** お答えします。

保育園、小学校、中学校のマニュアルの中において、緊急時にはきずなネット、これを利用して情報提供するというので、きずなネットという言葉は出ておりませんが、保護者の皆さんへ情報網で連絡するというので書かれております。

以上です。

議長（西藤 努君） 1 番、今井英昭君。

1 番（今井英昭君） 今年5月に発生いたしました、この事案につきましても、一斉メールが配信されたのがその直後ではなくて、午後になってから一斉メールされたと思います。一斉メールされただけいいとは思いますが、やはり事案が起きて間もない、すぐにこういったものが配信されなければ、情報共有できないのかなと思いますので、マニュアルが設置されているという答弁ありましたが、再度マニュアルについては、検討していただいて、今の現状に合ったものをつくっていただけたらと思います。

次に移ります。通学路における見守りの体制の現状は、現在、見守り体制がどのようにとられているのか、また考えられているのか、子供を守る安心の家が町内に30カ所あると思いますが、今後、平日昼間、町中を巡回しております企業、具体的には銀行さんですか、運輸会社さん等の連携など、具体的に新たにこの見守りについて検討されているのかどうなのかも含めて、教育次長のほうに質問いたします。

議長（西藤 努君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） お答えします。

通学路における見守り体制につきましては、かつては子供見守り隊が組織され、活動していましたが、自然に立ち消えしてしまったようでございます。現状では、一部PTAの皆さんや、企業による自主的な交差点等での見守りや、警察防犯組合の依頼により、安心の家登録による児童生徒の緊急避難場所の確保、また昨年度提携を結んだ郵便局さんによる配達時等の子供見守りというふうになっております。

昨年度から始まりました、コミュニティ・スクール活動の一環として、小学校のほうから見守り活動の要望が出され、地域で子供を育てるとの観点からもボランティアを募る予定でございます。なるべく個人の負担にならないよう、例えば登下校時の時間にあわせて日課の散歩時などに、見守り活動を行っていただく、このようなことを検討しているところでございます。

企業等との連携につきましては、先ほど郵便局という話もしたんですが、こういった形で企業さん等にもお願いできるのか、ほかにやり方可能なのか、今後の検討課題にしたいと思っております。

以上です。

議長（西藤 努君） 1 番、今井英昭君。

1 番（今井英昭君） 登下校中の時間に散歩していただく、これ重要なポイントだと思います。これまさに町を挙げて防犯に取り組んでいただける一つだと思いますので、そういったことを町民の皆さんに、また広く知れわたるような形で進めていって、この見守り体制をつくっていただきたいのと同時に、団体では郵便局さんのほうに協力いただいて、連携しているという部分がありますが、それ以外の団体の皆さん、先ほど言いましたように、町中を巡回している企業さん、団体さん、多くあります。そういったこ

とを、町からも連携を呼びかけて、町ぐるみで、やはり防犯について取り組んでいかなければいけないと思います。

次に、移ります。こちらにつきましては、先ほど、マニュアルの質問いたしました。が、それにつながってくる内容もありますが、既存設備、防災無線、緊急情報発信アプリ等の防災ではなく、防犯の視点からさらなる効果的な利用方法について検討されているのか。

5月に権現山体育館周辺で起きた不審者情報ですとか、高校生への声かけの事案につきまして、多くの町民の方が情報共有ができていないというのが、実態だと思います。今後は既存設備をフル活用して、事案が発生したら空振りを恐れずに、すぐさま町民に知らせる、町民の力でみんなを守っていく、弱者を守っていく、児童生徒を守っていくという必要があると思います。

防災無線におきましては、内規があり、その上で運用されているという過去の答弁がありましたが、不審者情報など、教育委員会や町民課と連携がとれ、有効利用がされ、そのために有効的な利用方法について検討されているのか、その後どのような形で、この内規について検討されたのかも含めて、総務課長に質問いたします。

**議長（西藤 努君）** 長坂総務課長。

**総務課長（長坂徳三君）** お答えをいたします。

今、議員さんおっしゃられるとおり、運用方針が定められておりまして、運用の目的としては災害の情報伝達を図り、生命、財産を保護するとともに、平時は防災、防犯に関することに運用するというようになっております。

定時放送、任意放送、非常・緊急放送がありまして、定時放送では昼の時報を流しております。任意放送で防犯、防災に関する行政連絡を行うこととして、非常・緊急放送では、火災や災害の情報伝達、J—A L E R Tの連動放送と緊急速報メールとしております。あとそのほかFMとうみアプリによりまして、情報を流しているわけですが、これにつきましては、行政情報であれば、制限なく流せるということで運用をしております。

防災行政無線の放送では、これまで町内で草刈り機等の盗難が連続発生した際、警察からの依頼によりまして、注意喚起を流した以外、不審者情報などについて放送した事案はございません。FMとうみのアプリでは不審者情報や熊の目撃情報、行方不明者の情報、あるいは先日の運動会の1時間遅れの開始などの、そういう通知など多岐にわたって伝達をしております。

防災行政無線は設置当初からスピーカ周辺にお住まいの皆様から、大きな音に対する懸念の声もありまして、現在のところ、火災などの緊急情報の放送が主になっております。

今後、警察や教育委員会等と相談をさせていただきまして、放送の内容等を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（西藤 努君） 1 番、今井英昭君。

1 番（今井英昭君） 特に、この防災無線ですか、アプリ、今既に既存で設置されて、整備されております。

先ほど、見守り体制の話もありましたが、まさに、これで防災無線で一括で流していただければ、町民の方が、そういった目を見ていただくこと、まさに見守り態勢というのが、その時点でできると思いますので、運用につきましては引き続き検討していただきたいのと、また、町が独自に持っているもの以外でも、民間の情報センターにおきましては、5月に起きました事案なんかは、そういった事例があったと、全国の情報がそのサイトに行けば見れるものがあるんですが、この立科町の事案も載っております。

ですので、町の既存の設備だけではなく、いろんなところで、こういった公開されております。ただ、いずれにしても町で既にある仕組みを使っていただきまして、この見守り体制ですとか、そういった防犯につなげていってもらいたいと思います。

安心・安全の環境づくりを計画するのはとても難しいですが、防災と同じように防犯におきまして、まさに、自助・共助・公助の連携というものが必要だと思えます。その連携が最終的には、最強の安心なまちづくりにつながると思えます。それぞれ、課がオーダーしていると思えますが、連絡会などを開いて、今後、防犯についても協議していただきたいと思っております。

次に、大きな項目3つ目に移ります。

幹線道路の整備について。幹線道路沿いの民地は民地の所有者責任で整備をするという大前提はそのとおりだと思いますが、なかなか草刈や樹木の整備ができずに、幹線道路が散見しております。そのような道路が散見しております。

今後、この考え方の見直しなども含めて、町内全ての幹線道路における整備は、どのように考えておいでになるのか、まず、町長のほうから概要の説明をお願いいたします。

議長（西藤 努君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長（米村匡人君） お答えをします。

幹線道路は、全国的あるいは地域的に骨格的な道路網を形成する道路であります。道路状況や交通事情から、国道、主要地方道、県道のほか、町道では一級町道が幹線道路に該当するものと考えております。住民生活に不可欠でかつ、重要な道路であると認識はしております。

町道に関しては、維持管理を含め、道路改良など整備を計画的に進めているところ

であります。

国道、主要地方道、県道に関しても、管理者である佐久建設事務所への要望や協力する中で、維持管理を含め、整備の推進をお願いしているところであります。

**議長（西藤 努君）** 1番、今井英昭君。

**1番（今井英昭君）** 町道におきましては、全地域等町道維持管理協定が締結されていると思います。この協定につきまして、現状の課題と今後について質問をしていきますが、この協定自体に整備漏れの箇所はないのかなのか、そういった点検はされているのか。

また、いわゆる少子高齢化が進むと、場所によっては所有者が町周辺にいらなくなってしまっていて、そこが整備できないという箇所が、今後多くなってくると思いますが、そういった箇所については、この協定について範囲に入るのか、また、この協定により協力交付金、立科町町道維持管理協力金交付要綱があると思いますが、この申請状況と上限についても含めて説明をお願いいたします。

**議長（西藤 努君）** 片桐建設課長。

**建設課長（片桐栄一君）** 現在、34の地区の区、それから部落、あと2つの団体との町道維持管理協定を締結をしております。

維持管理を行う路線、あるいはその範囲につきましては、協定書を取り交わして、その協定内容に基づいて住民の皆様には草刈りや側溝清掃、除雪などの維持管理を行っていただいているところでございます。

実施をいたしました作業内容でございますけれども、毎年、報告をいただいております、平成29年度の実績でございますけれども、維持管理の総延長につきましては、約128キロに及んでおります。

なお、わずかばかりではございますけれども、町から維持管理作業に伴う協力金をお支払いをしているところでございます。

課題ということでございますけれども、住民が少なくなり、作業負担が大きいため、作業範囲の見直しというようなご相談もいただいているところでございます。

町といたしましては、作業範囲については縮小をしても、住民参加のまちづくりの一環ということで、引き続きできる範囲で結構ですので、道路維持管理にご協力をいただければと考えておるところでございます。

整備漏れ箇所の関係でございますけれども、先ほど申し上げましたが、各地区から毎年、作業の実績報告をいただいております。

また、作業範囲につきましても、3年前に見直しを行っており、それ以降、各地区からの申し出によりまして、逐次、作業範囲の見直しをしておりますので、整備漏れについてはないと判断をしているところでございます。

少子高齢化が進みますと、場所によっては対応できないところも発生するのではないかと考えてございますけれども、地元で、少子高齢化によりまして、対応がで

きない路線、あるいは箇所等が生じた場合におきましては、協定書もその実情にあった内容に見直しをさせていただきますので、担当課であります建設課にご相談をいただければと考えております。

続きまして、協力交付金の申請の状況等でございますけれども、過去5年間の状況を見ますと、協定を結んでいる地区の34地区、2団体、この数については、変化はございません。作業延長と、それから戸数につきましては、若干ではございますが、増えているような状況でございます。

以上でございます。

**議長（西藤 努君）** 1番、今井英昭君。

**1番（今井英昭君）** 次の質問に移ります。

冒頭、町長からの概要説明いただきましたが、それにも関連はしてくるんですが、国道・県道沿いの整備対応を今後どのように考えているのか、建設課長に質問いたします。

**議長（西藤 努君）** 片桐建設課長。

**建設課長（片桐栄一君）** 国道・県道沿いの整備でございますけれども、所管の佐久建設事務所におきまして、平成31年度の開通を目指し、現在、宇山バイパスの工事を進めているところでございます。また、県道牛鹿望月線の中原工区におきましても、歩道整備を含めた改良工事を計画的に進めているところでございます。

町といたしましても、佐久建設事務所への要望のみならず、協力もしていきながら、国・県道の整備推進を図ってまいりたいと考えております。

維持管理についても、佐久建設事務所のほうに、町のほうで現場の状況等を確認した上で、連絡し対応をお願いしているところであります。

**議長（西藤 努君）** 1番、今井英昭君。

**1番（今井英昭君）** 県道・国道自体の整備は、今、答弁いただきましたが、先ほど来から話している、道路沿いの草木が生い茂っている部分など、これから県ですとか国で対応できてない部分につきましても、町としても対応していかなければならないと思います。

昨日、同僚議員の中からも、同様の質問があって、町長としては、今後検討していくという答弁がありました。まさに、これは町道、国道、県道、全てにおいて町自体も民地の部分についての整備を検討しなければならないと思っておりますので、検討内容につきましては、どのように進めるかにつきましては、今回は質問いたしません。前向きに検討していただきたいと思っております。

次に、グリーンベルトの採用について、今後どのような箇所を増やしていくのかについて質問していきます。

今年度の予算では、歩道の補助として歩行者用グリーンベルトが山部周辺と野方周辺、2カ所に計画されております。



近隣市町村を走っていると、このグリーンベルト帯をよく見かけますが、今後、町としてどのような形で進めていくのか、歩道設置との関係も含めて質問いたします。

**議長（西藤 努君）** 片桐建設課長。

**建設課長（片桐栄一君）** グリーンベルトは道路外側線から外側にある路側帯に緑色などで着色をし、運転手や歩行者に対し、歩行スペースの視認性を高め、交通安全につながるものでございます。

今年度、当初計画では、町道、中原大深山線と野方西塩沢線の2カ所を予定をしておりましたが、そうしますと、2カ所とも計画している区間の途中までとなってしまうため、町道中原大深山線1カ所に絞りまして、宇山から山部までの全区間を施工する予定であります。

町といたしましては、通学路を中心に歩道の整備を進めてまいります。

整備が難しい場所については、子供たちはもとより、歩行者の安全と安心を守るために、グリーンベルトでの対応をしてみたいと考えております。

**議長（西藤 努君）** 1番、今井英昭君。

**1番（今井英昭君）** 役場から女神湖へつながっております観光地の入り口でもあります古町の道路は、主要幹線道路でもある県道であります。

長年、地元から歩道設置の要望があると思いますが、何十年たった今も、相変わらずビュンビュンと車の往来した中を、子供たちはもとよりお年寄りもそこを歩いております。

最終要望は歩道設置ですが、その歩道が設置される間、応急処置としてこの県道につきましても、グリーンベルトの計画が必要だと考えております。

最後の質問に移りますが、幹線町道の道路ストック総点検の現状と今後の計画について、説明を求めます。

**議長（西藤 努君）** 片桐建設課長。

**建設課長（片桐栄一君）** 町では、道路ストック総点検を平成26年度から27年度にかけて実施しております。

この調査結果に基づきまして、財政的に有利な補助事業等を活用しながら、計画的に舗装の修繕工事を実施していきたいと考えております。

**議長（西藤 努君）** 今井英昭議員、所定の時間が参っております。これで質問を終わりにしていただきます。

これで、1番、今井英昭君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は、11時10分からです。

（午前11時02分 休憩）

（午前11時10分 再開）

議長（西藤 努君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、**8番、森本信明君**の発言を許します。

件名は **1. 異常気象による集中豪雨（ゲリラ豪雨）の対応の備えは**  
**2. 水道事業の経営戦略について**です。

質問席から願います。

〈8番 森本 信明君 登壇〉

**8番（森本信明君）** 8番、森本です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

質問される前に、今回、集中豪雨ということの、集中的にあったものを立科町としてどうしていくかということでもあります。

先ごろ、中国地方それから近畿地方、そして中部地方ということで、大変な被害もあったところでもあります。災害に遭われた皆さん方に改めてお見舞いを申し上げ、早期復旧がされるよう要望するところであります。

今回の質問は、異常気象による集中豪雨（ゲリラ豪雨）の対応の備えはということでもあります。既に先ほど挨拶で申し上げましたが、今年に入って大量の雨、局地的な大雨で、予期もせず災害が起こっておるところでありまして、家屋はもとより、農地、そして死亡事故まで発生する状況にあります。

今回の議会の中では、同僚議員が、日常的な防災がどうなっているのか、防災の取り組みはどうなっているかということで質問がありました。日常的な今までの立科町が遭った災害等については、同僚議員も質問しておりますので、その部分にかかわる回答は、同僚議員が質問の際にあった答弁は重複しないように、今回は「集中豪雨」ということで、この対応の備えをどうするかということでもあります。

当然、今まで予期もしなかった大雨が局地的に集中をして、土砂の流出それから流木の流出等々で、通常の断面では能力が発揮できない、断面縮小が起こって災害に遭っていると。

こういった実情は、立科町にも、局地的に大雨が降った場合起こり得るような地形にあるかと思えます。特に立科町の場合は、1級河川等々については佐久建設事務所、県の管理ではあります。しかしながら、実情としては、立科町に住む、また耕作する農地が被災をする状況であります。防災計画の中でも、風雨災害ということで、計画の中では、時間雨量が50ミリですか——という想定をして、計画がされております。また、今までの河川の計画に際しても、10年、20年、30年、そして50年という確立の中で計画されると思えます。その点で特に、1級河川と言われる芦田川、赤沢川、番屋川という流域を持っているわけでありまして。特に流域によっては、大きな流量等々について状況が違うかと思えます。

その点で、立科町として起こり得る状況を想定をしながら、町長の、このゲリラ豪雨に対応する対処方法とか現在考えられていること等について、ご答弁をお願いをし

たいと思います。

**議長（西藤 努君）** ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

**町長（米村匡人君）** お答えをさせていただきます。

本年7月の豪雨は、西日本を中心に北海道や中部地方など、全国的に広い、広範囲で集中豪雨が発生をいたしました。原因は、台風7号及び梅雨前線などの影響によるもので、全国122の地点で、72時間、降水量が観測史上1位を記録し、堤防の決壊や土砂崩れ、また土石流などの多くの被害が出ておりました。

近年、記録的な豪雨が各地区で発生をしており、今議員が言われたとおり、当町でも本年度、二度の土砂災害警戒情報が発令をされました。町では、地域防災計画に基づき災害本部を立ち上げ、職員を非常参集をし、第二次警戒配備をして、町の消防団とともに対応をさせていただきました。

今後、立科町においても、過去に例のないような豪雨にいつ見舞われるかわからない状況であります。災害時には、それぞれの自分の命を守る行動をとっていただく、また地域で手を取り合い行動をしていただく。町は、そのための情報をしっかり伝えていくことが重要だと考えております。

本当に各地域、その地形にもよるといふふうには思いますけれども、昨年も、県道40号線沿い、土砂災害というか土砂の崩落や何かで幹線道路が通行どめになったり電気が通らなくなったり、そういう中で2日間の美上下・中尾地区の皆様にはご不便をおかけしたことは、町もしっかりと対応をしていかなければいけないことだといふふう感じております。

そういうことを踏まえた中で、今後どういふことをしていかなければいけないかということ、町が挙げて各課とも協力をしていきながら対策を練っていかなければいけないといふふう考えております。

**議長（西藤 努君）** 8番、森本信明君。

**8番（森本信明君）** 今の防災計画なり、今まで通常的な災害対応ということでは、こなしていきました。

現実には、どこの被災地に会った方々とも、体験を、「今までなかった」等々がやっぱり起こっていて、その対応に苦慮をしているということだと思ふんです、現実には。やっぱりその情報とかそういうものが、周知が果たしてできているかどうか。今までなかったことが事を大きくしているというような状況が生まれているわけであります。

その点で、町として、その被災地の今までの状況とか経験をされたものを、情報どの程度周知をされているのか、ちょっとその辺のところについて町長にお伺いしたいと思います。

議長（西藤 努君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） それでは、私のほうからお答えをいたします。

今回の西日本の豪雨災害で、非常に課題として上げられているのは、情報を——避難情報、避難勧告あるいは避難命令が、知っていても逃げなかったという方が非常に多いということでありまして、情報を得ても避難行動に移さなかったというところが非常に大きな課題だというふうにお聞きしています。

ですので、今後、町としましても、情報伝達する手段はかなり整ってまいりましたので、その情報が伝わったときに、いかに次の行動に移ってもらうか。その辺をやっていくには、やはり地域の力というのが必要になってくるのかなというふうを考えているところであります。

以上です。

議長（西藤 努君） 8番、森本信明君。

8番（森本信明君） その部分は、若干細かい部分で、私のほうで質問すればよかったわけはありますが。

しかるに、緊急に起こる状況、地形、河川等ということで、やっぱり現状を知る必要があると思うんですよ。その辺が具体的に、担当されている課なり職員のほうから答弁をいただきたいと思えますけども、現状、先ほど申し上げたように、1級河川が芦田川、赤沢、番屋川等々、佐久建の管理であります。前回も、前にも、これは質問したことはありますけれども、現在の1級河川がどの程度の通水能力あるかということが、まず今の現状を知る第一段階と思えます。

その辺について、ごくごく簡単でいいですが、ご答弁をお願いします。建設課長、お願いします。

議長（西藤 努君） 片桐建設課長。

建設課長（片桐栄一君） お答えさせていただきます。

1級河川は、議員さんおっしゃるとおり、町内に3つの河川がございます。これらは、いずれも佐久建設事務所での管理となっております。

芦田川につきましては、美上下から塩沢、東御市境までの約18.4キロメートル。赤沢川につきましては、町から藤沢の番屋川合流まで約4キロ。番屋川につきましては、上房から藤沢の東御市境まで約8.2キロ、流れております。

3つの河川の通水能力につきまして、佐久建設事務所に確認をいたしましたところ、現在、県の河川整備計画を作成中ということで、現段階での通水能力の公表はできないというようなことございました。

議長（西藤 努君） 8番、森本信明君。

8番（森本信明君） 一番問題なのが、やっぱり、その通水能力があるかどうかということだと思うんですよ。当然、その計画を、今の既設の断面あるというのは、それぞれ通水能力が、現状の中で、先ほど申し上げたように10年なり20、30年、50年なりの雨量確

立をもとにして設計をされていると思うんです。そのことがはっきりしないと、やっぱり実際に決壊をするのか、その河川から浸水をするのかという状況がわからないと思うんですよ。

今現段階で「できない」ということは、どんな理由があるのか、私にはちょっと推測ができません。当然、新しく計画を立てる段階で、雨量強度とか今までの災害の実例とか、こういうものがあって、その設計するに当たっての資料として「今、調査中」とか「資料集め中」だということはわかるんですけど、少なくとも現在の河川がどれだけの通水能力があるのかということは、やっぱりこうやって知る必要があるし、交渉する必要があるんじゃないかと。

ただ、そこの佐久建設事務所で管理しているわけですから、立科町の管理区分でないということが言えるわけであって、その辺のところは十分交渉されるべきだということに思います。その辺、町長、どうお考えですか。佐久建設事務所の今答弁について。

**議長（西藤 努君）** 米村町長。

**町長（米村匡人君）** お答えをさせていただきます。

森本議員の言われるとおりでというふうに私も感じております。今、建設課長がお答えをしたとおりで、問い合わせをしたところ、「まだ公表はできない」。ただ、これだけの集中豪雨、ゲリラ豪雨という中で、やはり河川の増水ということは起きていることは確かだというふうに私も認識はさせていただいています。そのために、災害対策本部を立ち上げたときに、各消防団の団員をお願いをして、それぞれの河川についての今どういう状況なのかということ、情報収集をしていながら現状把握に努めているということが今現在のことだというふうに思っています。

また、今議員の言われたとおりで、そういう計画がしっかり早期に策定をされるよう、やはり要望を出していくということは町にとっても必要なことだと思いますし、やはり今、気象庁のほうでも、各河川についての災害また氾濫情報というものが立ち上がってきております。

そういう中で、立科町は、千曲川沿いでなければだめだとか、そういうことではなくて、やはり千曲川にも源流として注いでいるわけですから、その止水として、またその上流として、やはり計画を立てながら、どういうふうな状況に今あるのかということ、把握をしていかなければいけないものだというふうに感じています。

そういう中では、今議員の言われたとおりで、しっかりと、町としても建設事務所のほうに要望を上げていくことは必要なことだというふうに感じております。

以上です。

**議長（西藤 努君）** 8番、森本信明君。

**8番（森本信明君）** 当然で、それ整備計画とかということになるけども、そういうものも必要だということになれば、当然その用地の額とか財源とか、こういうものが出てくる

わけですから、少なくとも、くどくはなるけども、現状やっぱり把握をしておかなければならないということだと思います。

2番目の質問の中で、「河川別の通水能力を超える雨量は」、それから「雨量別による想定される浸水・被災範囲及び被災の状況は」という、これ想定される部分なんです。先ほど「能力がわからない」と、こういうことになれば、これまだ想定できない部分になってしまうんです。現実には、その河川の状況からいって、家屋があり、農地があり、すると思うんです。当然今までも、被災地の状況を見ると、河川に附属している断面的にも小さいところが、土砂流埋まったりして被災に遭っている状況です。こないだも、東京都ですか、ハザードマップで、河川が氾濫した場合どの辺の範囲で、なおかつどの程度支援が出るとか、こういうふうなものは想定をされています。

当然、災害も未然に防ぐとか、あったときにどう対処するかということを考えあわせていくと、浸水とか、そういう範囲が指定をされていないと、起こったときにどのような対応をしたらいいのかということに、たどり着かないと思うんです。

その辺、先ほど「通水能力がわからない」というような状況がありましたが、この2番目の「雨量別による想定される浸水」等々について、範囲がどの程度のものなのか、その辺について答弁をお願いします。

**議長（西藤 努君）** 片桐建設課長。

**建設課長（片桐栄一君）** お答えします。

こちらにつきましては、先ほど通水能力につきまして「現在のところ不明」というような答弁を申し上げましたけれども、そちらがはっきりしないということで、その通水能力を超える雨量につきましても、具体的な数値については、佐久の建設事務所のほうからは示されておりません。

このため、想定される浸水・被災範囲それから被災状況、こちらについてもわからないということになります。

町といたしましては、先ほど町長のほうからもお答えを申し上げましたが、河川の整備計画につきまして早期策定を、佐久建設事務所へ要望してまいりたいと考えております。

**議長（西藤 努君）** 8番、森本信明君。

**8番（森本信明君）** その整備計画というのは、これは今後のことだと思うんです。現実として、今現在、局地的に大雨があった場合どうなるかという想定が、必要だと思うんです。

それは、あくまでも今まで降った中での経験の中で整備をしなきゃならないということは、これは将来の問題として。現実には、この二、三日に、少なくとも、局地的に大雨が——って、ここのところも大体、体験がなくて予想もしていなかったという、事実として今あるわけですよ。

そうすると、やっぱりその被災範囲がどのぐらいなのか、どのぐらいいづれなるのかという範囲がわからないと、注意報の予報なり出たときに対処法がない、住民に連絡できない、周知徹底ができない、避難できない、こういうことだと思うんです。少なくとも、その被災範囲なり浸水範囲なりをきちっと、これ示されないと、町としても対応ができないんじゃないんですか。町長、その点いかがですか。

**議長（西藤 努君）** 米村町長。

**町長（米村匡人君）** お答えをさせていただきます。

先ほど建設課長のほうは河川の整備計画という中でお話をさせていただいたというふうに思っています。

この災害については、今県のほうでも出している千曲川沿いの流域まで、やはり平地、盆地というか、平地に対しての浸水情報はハザードマップという中で報告をされているのは、議員もご承知のことだというふうに思っています。

この立科町については、やはりかなりの標高差という中で、どれぐらいの災害が起きていくかというような想定が今なされていないことは確かなことだというふうに思います。ただ、通水能力という形の中で、赤沢川の場合は、要望を出しているとおおり、やはり地元の水田や何かが浸水をしているというような情報も、皆さんもうご承知のことだというふうに思っています。その中で、そういうふうな部分を解消するために、佐久建設事務所のほうに改善を求める要望は毎年出させていただいてはおります。

ただ、それが家屋における、やはり浸水が起きる可能性が秘められているのであれば、自然災害というか、そういう部分は、改修をすれば解消できるものなのかということも、しっかりと町として把握をしていかなければいけないのかなというふうに考えています。

そういう中で、人的な部分で浸水が起きるのか、自然災害で起きるのかということもしっかりと精査をした中で、町としてみても、そういうことがないように取り組んでいくというような取り組みは、これは課をまたいで、各課でやはり連絡をとりながら検討をしていくことは今後、このゲリラ豪雨——予測も不能な、考えてもいなかったというような形が多いわけですから、策定は真剣に考えていかなければいけないかなというふうに思っております。

**議長（西藤 努君）** 8番、森本信明君。

**8番（森本信明君）** 整備計画等ね、それはまた、私もそんなにふれていないわけだ。現実、今の断面で、豪雨がいったときに、どれだけの浸水とかそういうオーバーフローした水がどこまでつくか、こういうことをやっぱり自然調査をしておくことが大事だということを行っているんですよ。当然、その整備計画が今まで改修されていないところ、もしくは未整備なところというところになれば、それは整備計画として必要だと思うんです。

芦田川の水域とか、いっても先ほど美上下までが1級河川ということで、じゃあ、

それよりもまだ雨が降る状況もかなりあると思うんですよ。しかるに、今まで倒木があったときに、その対応も遅れて、その道路が一段寸断をされた経過があるわけですよ。それ以上に、雨が局地に降った場合については、かなりの対応が必要だし、住民の周知も必要だと思うんです。

その辺のところは十分、私が申し上げたこと、意味が通じないとすれば、私の説明不足もあるかもわからないけども、大局的に見て、大雨の集中豪雨があったときには、今までの防災計画なり防災対応と違うということを認識をして、被災に遭う箇所はどの範囲かということをやっぱり想定する必要があることだと思うんです。その辺を強く訴えておきたいと思います。

続いて3番の、気象予報とか防災情報の発信は。また現状施設等の効果、並びに周知が図られているかということでもあります。

当然、起こったときには、気象の予報とか、こういうものをきちっとしなけりゃならないことだと思うんです。先ほど総務課長のほうから、気象予報までは言わなかったけれども、ある程度の対応については防災無線等々について周知をされているということでもあります。

特に気象予報ということで、当然、注意報とかこういうものが気象庁もしくは県から来るとは思いますけど、その辺の状況も、把握というのはどうなっているのか、総務課長、お願いします。

**議長（西藤 努君）** 長坂総務課長。

**総務課長（長坂徳三君）** お答えをいたします。

予報につきましては、県から「大雨注意報が出た」あるいは「警報になったよ」というのは、随時ファクス、それとメールで届くようになっております。

以上です。

**議長（西藤 努君）** 8番、森本信明君。

**8番（森本信明君）** そこで、先ほども、いろんな警報とかそういうものが情報として流れているということでもあります。

その中で、よくて聞いたりする言葉の中で、注意報たり警報、土砂警報とか洪水注意報とか、こういうものの、この警報に対する擁護的なものがどの程度のものなのかどうかということも——読み取れない部分があると思うんですよ。その辺のところの擁護とか、並びにどの辺の範囲がこういう注意をしたらいいのかどうかと。こういうことが、周知ができているのか、その辺についていかがですか。

**議長（西藤 努君）** 長坂総務課長。

**総務課長（長坂徳三君）** 町で避難勧告あるいは避難準備情報等を出す目安としましては、土砂災害警戒情報、これが気象庁と県のほうから市のほうへ来ます。その情報が来た段階で、町の中で検討して、準備情報あるいは避難勧告を行っていくという、こういうことでありまして、大雨警報等につきましては、町の対応としましては、職員の第



1次招集とか、被害が発生した場合には第2次の招集というような形になっておりますが、警報の段階では、そういう情報は今のところ流しておりません。

以上です。

議長（西藤 努君） 8番、森本信明君。

8番（森本信明君） 住民に、やっぱりこうやって被災が起きるのか、どの程度避難とか、このことをきちっと報告・周知をするということは大事なことだと思うんです。あわせて、それは気象予報とかそういうものを事前にキャッチする必要があるし、今のところ、県のほうからあって指導されるということで、同僚議員の中でも質問があった中に、避難所の関係で2人ほど避難したと。こういうことですよ。

当然、警報が出た場合、その地区の一時——全体的な報告だけじゃなくて、実際に避難しなきゃならなかった個々にへの周知とか、こういうものが行われているのかどうか、その辺いかがですか。

議長（西藤 努君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） お答えいたします。

気象庁の発表で、土砂災害警報ですかね、それにつきまして、5キロメッシュのエリアが想定されます。この5キロメッシュの中が今危険であるというようなことで報告がされます。

この秋以降につきましては、この「メッシュ」が精度が上がって、1キロメッシュというふうになると聞いております。ですので、災害が発生しやすいところというのがだんだん確定されてきますので、そのエリアに出していくということになるかと思っております。

今回、土砂災害が出たのは蓼科地区のほうでして、そちらのほうを重点的に広報をしたという、こういうことでもあります。

以上です。

議長（西藤 努君） 8番、森本信明君。

8番（森本信明君） 当然、その避難をするということで、それは自主避難なのか強制なのか。今回の場合は自主避難でしたか。——自主避難。特に、その自主避難ということになれば、その人の意思でどうだかということだよ。

やっぱり、被災された中でも経験された人は、自主避難となると、避難する人もいるわけだよ。その辺のところ、きちっと情報として周知を図れるかというのが大事なところだと思うんですよ。その辺のところについて、強制なのか自主なのかははっきりされると思うんで、特にその避難された方の対応とか、こういうものは十分であったというふうに理解をします。

先ほど、土砂災害については1キロメッシュ、「何メッシュ」ということでメッシュが切られているけども、それは土砂災害だけだよ。とすると、そういうメッシュの切り方、河川によって水害とか浸水とか、そういうものは想定をされないのかどう

か。土砂災害の場合はそういうメッシュができて、水害とか河川の（ラン）とか、そういうものはメッシュは切られないということですかね。

**議長（西藤 努君）** 長坂総務課長。

**総務課長（長坂徳三君）** 河川につきましても、危険河川というのがわかるようになっていきます。

ただ、ちょっと詳しい内容はわかりませんが、どこまでの河川まで、それが対応しているかわかりませんが、大きな河川については、氾濫危険河川とか、そんなようなのが色分けされて見れるようにはなっております。

以上です。

**議長（西藤 努君）** 8番、森本信明君。

**8番（森本信明君）** 4番の「想定される避難所、援助体制」ということは、今までも同僚議員が、答弁の中で、総務課長のほうで避難箇所、それからあとはいろんな体制等について説明があったということで、先ほど総務課長のほうで答弁を今までされた内容でありますので、略させていただきます。

いずれにしても、緊急時の場合、災害だけじゃなくて、他の場合も緊急時の対応がどの程度きちっとされているかどうかということとは大きな問題、いえ、その対応によっては生命なり財産が守れないということになろうかと思えます。総括的に、今後、先ほどあった被災される被災範囲、浸水範囲が定められないということは、もうくどくはなりますけども、もう少しきちっと掌握する必要があるんじゃないかということで申し上げておきたいと思えます。

あと、5番目の「1級河川赤沢川の改修計画（案）のその後」ということで、これも二度ほど追跡質問させていただきました。

1回目は、その計画が示されて、説明会も開かれました。その説明会終わった後の計画の内容、つまり断面の勾配とか高さ、こういうものを検討はしなけりゃならないということで説明受けたわけであります。

当然、赤沢川の状況見ますと、大雨降った場合については通常の水位を超えているような状況です。その後の対応はどうであるのかということについて、ご答弁をお願いいたします。時間の関係もありますので、簡略にお願いします。

**議長（西藤 努君）** 片桐建設課長。

**建設課長（片桐栄一君）** お答えします。

赤沢川の改修計画につきましては、議員さんおっしゃるとおり、平成27年6月に地権者並びに関係者への説明会を開催をしております。町も、再三にわたりまして佐久建設事務所への早期改修をお願いをしているところでございます。

現状でございますけれども、佐久建設事務所に確認をしましたところ、広報についての見直しを行い、再度本町と協議をしているという回答でございました。佐久建設事務所には、まとめ次第、再度説明会の開催を依頼してございます。地権者並びに

関係者の皆様には、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

議長（西藤 努君） 8番、森本信明君。

8番（森本信明君） 説明会があって、計画の見直しをされるということだよな。

今までは、5倍あったけれど、それ、もっと長くするということですよな。そうすると、高さの関係もありますけれども、それなりの用地が必要になるということなんですよ。当初説明された内容から変更されるということの中身の中に大きく占めるのは、用地を確保しなけりゃならないということなんです。

そのことは、周辺の皆さん、つまり土地提起はしなければならない、このことを理解をいただくということになれば、時間のかかる話だと思うんですよ。なおかつ、被災をしないような断面を確保しなきゃいけないということで、その計画によっては非常に周辺の皆さんも説得力あるものにならなければならない。このことを踏まえて、これやっぱり早急にすべきじゃないかと。

やっぱり、地元の皆さんというのが、計画がなくて説明されたときにはもう既に着工できるというような考え方もなきにしもあらずなんですよ。その辺のところは、十分、踏まえて、お願いをしたいと思います。

あわせて、今回の異常気象による集中豪雨のゲリラ対応に備えてということになりますと、やっぱり若干不安な部分もあるわけでありまして。その辺を、先ほど整備計画を重点にした答弁内容でありましたが、改めて、被災の浸水の範囲を推定できる、想定できる資料づくりをするべきだと、こういうふうに申し添えておきたいと思います。

その辺は、町長、いかがですか。改めてまた、最後のまとめということで答弁をお願いします。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

本当に近年いろいろな中で自然災害が多くなってきていることは、皆さんもご承知のとおりだというふうに思います。想定外、また記録的な豪雨、また災害というような言葉が多く出ていくような形になっています。そういう中では、昔から「こういうふうになればいいだろう」ということは、もう言っていられない事態にはなっているのではないかなというふうに考えています。

そういう中では、しっかりとそういうことを見据えた中で、やはり「想定外」ということを言うのではなくて、やはりそれも想定の中に入れた中の計画ということは、今後防災に関しては取り組んでいかなければいけないと私のほうでも認識をさせていただいています。

そのために、県が管轄を受けているもの——町の場合は町がしっかりと考えた中で、また議会の皆さんにもご報告をしていきながら取り組むことは可能だと思いますけれども、やはり国だとか県が絡むものについては、しっかりとそういうことを踏まえた中で要望を出していきながら対応をしていくようお願いをしていくということが、

私たち行政の務めかなというふうに感じております。

以上です。

議長（西藤 努君） 8番、森本信明君。

8番（森本信明君） それでは、この佐久建事務所では対応できなかった部分、町として対応しなきゃならない部分を十分仕分けをして、被災があったときには、いつも言われているように、住民の、町民の財産と生命を守るという行政の立場としてしっかりとしたものでお願いをしたいと思います。

2番目のほうに移りたいと思います。

水道事業の経営戦略についてということであります。

今までは、立科の水は「おいしい」とか「安心して飲める」とか、供給の水も、水量的にも不足するなく住民のところに行き届いているということであります。

29年度の決算の中でも、監査委員から意見書として提出されている、今後の経営がどうあるべきかと。当然、少子高齢化で人口が減っている。なおかつ節水とかあったりして、湧水水量が28年度は70%ですかね、29年度は64%というような数字が湧水水量と出ているわけでありまして。当然、事業として、これは、町が、自治体がきちっとこの水道事業をします。こういう前提に立たれています。

しかしながら、配水池それから排水管等々の老朽化によって、かなりの多くを（トシ）しなけりゃならないということであり、なおかつ水道の経営について効率化を求めていくと。こういう状況があらうかと思えます。

立科町も、29年3月ですか、水道事業総合戦略ということを示されております。その辺について、町長のほうから概要について説明をお願いし、答弁していただきたいと思えます。

議長（西藤 努君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

現在、町の上水道は、1つの上水道事業と3つの簡易水道事業により、安全で安心でおいしい水の供給を行っております。平成29年度末の給水人口は7,520人と、年間の湧水水量は1,109万2,000立法メートルとなっております。

大切なライフラインの1つである水道は、これからも日々安定して供給をしていくためには、施設の維持管理や長寿命化、経費の節減などのほか、職員の育成や技術の継承も重要な課題であるというふうに考えております。平成28年度策定をいたしました立科町水道事業基本計画及び立科町水道事業経営戦略に基づいて、水道施設の整備や経営基盤の強化を図ってまいりたいというふうに思っています。

しかし、本当に立科町は蓼科山の恵みの中で、長い歴史の中で水を得ています。た

だ、その整備については、非常に長年の中で老朽化、また今後どういうふうにしていくのかというものを、この計画の中で織り込んでいるというふうに思っています。

今後、人口減少という波も押し寄せてきますけれども、この与えられた資源、この水をいかに今後とも未来永劫、この町のために供給ができる施設を整えていくかという事は、町にとっても、またこの水道事業にとっても必要なことだというふうに私も考えております。

**議長（西藤 努君）** 8番、森本信明君。

**8番（森本信明君）** もうちょっと、その中で聞きたいのが、先ほど私申しましたけども、水道事業については、自治体が責任を持って、そこに住んでいる人たちに給水をしていくと。こういう基本的な考え方はおありかと思うんですが、もう一つ、経営ということで効率化とか、こういう問題では、ちょっと多くの自治体で、一つは、第三セクターをつくってそこに委託をすとか、それから公・民で一体で進めていくとか、こういう問題が今取り沙汰されております。

立科町のこの経営戦略等々については、その経営のあり方については、先ほど申し上げたように、それぞれかかる費用等について捻出がされて、どういう取り組みをするかということでもありますけども、基本的に、町が自立をしていく。なお財政厳しい中であっても、水道事業については町が直営をしていくという、その意は、変わりありませんか。町長にお伺いします。

**議長（西藤 努君）** 米村町長。

**町長（米村匡人君）** お答えをさせていただきます。

今、森本議員から言われたとおり、水というものは、人間が生活をしていく上で必要な、必要不可欠なものだというふうに、私も認識をさせていただいています。

経営については、立科町、企業会計の中で水道事業を運営をさせていただいています。でも、言っている中では、役場の中にあるわけです。しっかりとそういうところを考えていながら、町が、やはり音頭をとっていかなければいけないもの、これはやはり生命を守っていく上でも、この「水」というものは非常に重要なものだというふうに考えています。

ただ、本当に立科町のいいところは、非常にいい水に恵まれていて、普通であれば、都会であれば浄水場だとかいろいろなものを整備をしていながら、川の水また池の水や何かを、水道の水として利用できるような、そういうふうな施設も完備をしていかなければいけない。そういうものが、この立科町には長い歴史の中で必要がないというような形になっています。

ただ、その中で配水池だとか、そういう部分の中で改修をしていかなければいけない。今後、お金がかかっていくようなことも想定をされるのが、この計画の中には織り込まれているように感じています。

そういうことを見据えた中で、やはり町民の皆さんにも、やはりご負担をいただく

部分は出てくる可能性はあるというふうに考えております。そういう中でもしっかりと、町民の皆さんにもご理解をいただきながら、議会の皆さんにもお話を進めていくことが、今後必要になってくるのかなというふうに考えています。

しかし、町がこれを守っていくということは、私は、今後も続いていきながら、必要なことだというふうに考えております。

**議長（西藤 努君）** 8番、森本信明君。

**8番（森本信明君）** 水道の水の良さとか、こういうものについては、きちっと今説明があったし、今後も、町長の答弁をまとめるとすれば、会計制度は企業特別会計、企業会計であるけれども、水の施設の管理それから水質管理、こういったものについては町が引き続いて責任を持っていくということによろしいですか。町長、お願いします。

**議長（西藤 努君）** 米村町長。

**町長（米村匡人君）** 今、私がお話をしたとおりだというふうにお考えになっていいと。

**議長（西藤 努君）** 8番、森本信明君。

**8番（森本信明君）** さてそこで、町がきちっと、要は、言ってみれば、責任を持って町民に供給をしていくという、こういうことで答弁をいただいたということで、私は理解いたしました。

そこで、先ほど前段の部分で申し上げましたが、今後の水道事業がどうあるべきかということでもあります。

これも、今までも同僚議員から、水道事業の改修、改善等々について質問がありました。そのことについて一番あるのは、計画等、その財源ということになろうかと思えます。

そして、（2）の中では、長期計画案、それから財源の裏づけはということで、積み立て、それから補助金、受益者負担ということでもあります。

この2点について、一括で答弁いただきたいと思います。時間を配慮してお願いします。

**議長（西藤 努君）** 片桐建設課長。

**建設課長（片桐栄一君）** お答えします。

それではまず、当面の施設等の改修とその財源はにつきましてお答え申し上げます。

平成28年度に、計画期間を10年間といたしました立科町水道事業と立科町水道事業経営戦略を策定してございます。

基本計画の中で、温井の配水池につきまして、老朽化の進行や耐震性が低いということが指摘をされております。早い時期での温井の配水池の改修・更新が必要であると考えております。

また、施設管理の効率化や施設管理費の削減のための施設の統合あるいは廃止についても、検討をしていかなければならないと考えております。

財源といたしましては、建設改良積立金や損益勘定留保資金あるいは企業債の借り

入れなどで対応をしてみたいと考えております。

続きまして、長期計画と財源の裏づけはの答えでございますが、本年度、40年間という長期的な観点で、更新需要見通し及び財政収支見通しについて検討をするアセットマネジメントの策定業務を委託しております。その中で、財源につきましても、検討がなされるものと考えております。

**議長（西藤 努君）** 8番、森本信明君。

**8番（森本信明君）** 今、改修計画については、経営戦略なり長期的に進めるということで、一番問題になるのは、その財源が裏づけがきちっとしているかどうかということです。

先ほど、建設改良費の積み立て、それから他等々で積み立てがされているようであります。その中で、ちょっと3番の使用料の関係の体系、今後どうなるかということもちょっと関係するわけですけども、先ほど、町長の答弁の中には、今後やっていく中で、町民への負担も、これお願いしなきゃならないだろうと、こういう発言が、答弁がございました。その部分というのは、どこに含まれているのかということになるかと思えます。

それは、配水施設なり水道の施設を改修する場合に、そういう時分に応分負担がなされるのか。あとはまた、使用料体系の料金を見直しをしてやられるのかどうか、この辺についてちょっとお願いをしたいと思えます。

**議長（西藤 努君）** 片桐建設課長。

**建設課長（片桐栄一君）** お答えいたします。

使用体系について考えまいると思っておりますけれども、その内容等につきましては、本年度策定をしておりますアセットマネジメントの長期計画の中での結果を踏まえて、検討をしてみたいと考えております。

**議長（西藤 努君）** 8番、森本信明君。

**8番（森本信明君）** 3番目のところをちょっと触れさせていただきますけれども、要は、立科町は、それを重量、口径等によって料金が算出をされています。

この総合戦略のこれを見ると、平成22年です、夏に料金が見直しをされているというようなことが、文面が書かれております。当然、今後の中で、有収水量が減りということは、給水人口も当然減ってきている、節水、こういう状況を考えていくと、今の料金体系でいいのかどうか、こういうことが検討されるということを、先ほど課長の答弁の中に含まれていると思うんですけど、その中で、料金体系を決める一つのシステムとして、他の町村では、水道料審議会並びに水道委員会とか、こういうものが条例で設置をされて、その中で検討されている経緯があります。

その中でも、単年度でなくて、3年なり4年なり、その現状を分析をした中で、使用料の料金が決定をされている経過があります。今後の中で、使用料体系を決めていく中で、そういうシステム、つまり第三者が立科町の状況、水道状況を報告受けた中で検討されると、こういうようなシステムが条例化されている状況があります。

その辺について、料金体系を決めていく上で、そういう審議会がやるのかどうか、その辺について答弁をお願いします。

議長（西藤 努君） 片桐建設課長。

建設課長（片桐栄一君） 水道料金の改定につきましては、受益者の皆様、住民の皆様にご理解、それからご協力をいただかなければ実現ができないと考えております。

その中で、住民の皆様のご意見を聞く、そんなような機会等、そういう部分については設けてまいりたいと考えております。具体的に審議会等を立ち上げるかどうかというのは、今後、検討をしてみたいと思っております。

議長（西藤 努君） 8番、森本信明君。

8番（森本信明君） それと、料金を決める中で、ここの総合戦略の中で、料金に関する事項ということで、有収水量に算出した平均単価と日数を乗ずることで、将来の料金収入の算定をしていくと、つまり、料金を決める状況にあるわけですね。そうすると、有収水量が年々減っている中であって、使用料がこれどう変わっていくかというのが、大きな問題だと思います。

そこで、ちょっと時間がなくて、その辺のところの現実のところでは若干の答弁をいただきたいのは、昨年の有収水量が70、それから29年度が64ということで、有収水量ですよ。ということは、30何%がどちらかのところへ流れている。それは、工事で、工事の際に流出をしたとか、それから消火、消防活動の中で使ったとか、こういうものが大きく占められると思うんですが、残りの30何%については、どういったものがあるのか、ちょっとお聞かせをください。当然、有収水量が大きく使用料体系に変わってくるということですので、その辺をお願いします。

議長（西藤 努君） 片桐建設課長。

建設課長（片桐栄一君） お答えします。

こちらにつきましては、主に山の配水管のほうで漏水等がございまして、そちらのほうの修繕等も行っ、漏水等は最小限に努めているわけでございますけれども、昨年度、8カ所ほど漏水管が破裂した事象がございまして、そういう部分での管の事故によります水の量、水量が増えたということが原因ではないかと推測をしているところでございます。

議長（西藤 努君） 8番、森本信明君。

8番（森本信明君） あと時間のほうもわずかになりました。最後に、今後の職員体制と人材育成ということでもあります。

これも、先ほど水道会計、企業会計であり、住民に安心をした水を供給をするということになれば、水道事業という水質管理なり施設管理をしていく上では、水道の技術者、管理者とか、こういう人材が必要だと思うんです。29年度の中でも、技術者がゼロという報告でありました。

いろんな不祥事が、上水道事業で不祥事があつたときも、第三者委員会の中できち



っと十分対応できるような検証がなされなかったことも、一つの大きな要因であると、  
こういうふうには報告がされています。

しかるに、水道事業は安心した水を絶え間なく供給をするということになれば、職員という体制も重要であるし、人材育成ということが必要だろうと思います。この点について、どのように対応していくのか、町長のほうで答弁をいただきたいと思いません。

時間、あと1分であります。1分をお願いします。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

水道技術管理者については、やはり先を見据えた中でも考えていかなければいけないというふうに思っております。

今回、新規、新しい新人の職員も1名増員をした中で、やはりそういう若い人たちを育てていきながら、技術管理者としてやはり育てていかなければいけないと私は考えております。

議長（西藤 努君） 8番、森本信明君。

8番（森本信明君） 後になりました。少なくとも、技術者、管理者ということで、町は技術人員として雇用をしてないわけです。ということになれば、一般職で水道事業を経験する年数は10年以上ということで、技術管理者が専任できる、こういう法律があるわけです。その辺のところを十分踏まえていただいて、先ほど来、町長のほうから答弁があった、安心した水を供給をするということになれば、それなりの職員体制と人材が必要だと思うんです。

今の状況を見ると、非常にまだ手薄なところもある状況に見受けをいたします。ぜひ、この人材育成ということで、研修テーマ等々に入れていただきたいと思えます。

以上で私の質問を終わりにします。

議長（西藤 努君） これで、8番、森本信明君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため暫時休憩とします。再開は、午後1時30分です。

（午後0時11分 休憩）

（午後1時30分 再開）

議長（西藤 努君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、**4番、村田桂子君**の発言を許します。

件名は **1. 交通の安全対策について**

**2. 公共交通の改善について**です。

質問席から願います。

〈4番 村田 桂子君 登壇〉

4番（村田桂子君） まず質問を始める前に、町民運動会の準備におきましては、台風余波の雨の後、早朝より雑巾を使っての水を取り除いたり、また砂を入れたりして本当に準備にご苦労いただいたこと、また心から感謝申し上げたいと思います。では質問に移ります。

今回取り上げる問題は、交通安全にかかわる優先道路の見直しについてです。

町道と県道牛鹿望月線が交差する地点はたくさんありますが、私の居住する立科町東部地区においてこれから申し上げる2地点は事故も多発し、警察の一旦停止の取り締まりも常時行われてはいますが事故が絶えません。多くは県道を直進してきた車両が一旦停止を怠り、町道に浸入して接触事故を起こすというものではないかと考えます。

そこで、事故を減らすために一つの提案をしたいと考えました。2カ所ともに、県道側が一旦停止をし、町道が優先道路となっていますがこれを見直し、県道を優先道路にすべく県に答申すべきと考えるものです。

その最大の理由は、まず第一に、県道が広域交通であるということ、第二に、今回上げた2つの交差点はいずれも一旦停止の場所が坂道だということです。坂道だということは、ブレーキをかけても惰性がついているため停車しにくく、また冬季は凍結や雪などで滑りやすくブレーキそのものが危険を伴うということです。一方、町道は塩沢から来る道路は緩やかな傾斜があるものの比較的平面的であり、西塩沢から来る町道も全く平面となっており、停車は容易にできます。

この2つの理由から、県道を優先道路にして停車することなく通行させるべき、この方向で見直すべきと考えます。町長のご見解をお伺いします。

議長（西藤 努君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

道路交通法36条2項によると、優先道路とは道路標識などにより優先道路と指定されているもの及び等角交差点において、等角道路における車両の通行を規制する道路標識などによる中央線、または車両通行帯が設けられている道路をいうとされており、村田議員がご指摘の交差点は両方とも県道牛鹿望月線側に一旦停止の規制標識、止まれ標識が設けられております。一旦停止などの規制標識は県公安委員会が設置するもので、道路幅員や視認性など、交差点の状況を十分検討した上で一旦停止の規制標識を設置しているものであります。町が優先道路の見直しをすることはできないというふうに考えております。

議長（西藤 努君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 町に権限がないのはわかりました。しかし、状況に応じては具申することができるといふふうに考えます。

まず、具体的に質問します。それぞれの路線における事故の件数はどれほどか、直近5年間の件数を伺います。また事故原因はそれぞれどのようなのでしょうか。

議長（西藤 努君） 片桐建設課長。

建設課長（片桐栄一君） お答えいたします。

まず最初に、塩沢から町区へ抜ける町道と県道の交差点について、ご説明を申し上げます。こちらの交差点でございますが、町道町野方線、県道牛鹿望月線、県道立科小諸線が交わる交差点でございます。県道牛鹿望月線側に一旦停止の規制標識が設けられております。

佐久警察署交通課によりますと、直近の5年間の事故件数でございますが16件でございます。うち人身事故が6件、物件事事故が10件とのことでございます。事故原因でございますけれども、標識の見落としなどによる一時停止違反と思われま。

それから、次に西塩沢から町区へ抜ける町道と県道の交差点でございますが、こちらは町道野方西塩沢線と県道牛鹿望月線が交わる交差点でございます。こちら県道牛鹿望月線側に一時停止の規制標識が設けられております。

直近5年間の事故件数でございますが10件ございまして、うち人身事故が4件、物件事事故が6件となっております。こちらの事故原因につきましても、標識の見落としなどによる一度停止違反と思われま。

以上でございます。

議長（西藤 努君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 町に住んでる人たちはそこが一旦停止であることを知っていると思われまますが、主に町外から来た人ではないかなということなんです。これについては何か統計がないということだったので質問しませんが、いずれにしても町道の側が優先なり県道のほうが一旦停止になっているという形状の中でこれだけの事故が起こっているということを考えると、やっぱりこれは県道のほうが広域なのでまさか県道に一旦停止があるとは思っていない人が事故を起こすかなという気がするんですけど、この事態を受けてこの事故原因をどのように考えるかという点で、一旦停止の看板を見落としたんではないかというふうにおっしゃるんですけども、これをじゃあどのように改善してくのかということ考えたときに、私は優先道路を見直したほうがいいんじゃないかなと。

県道を優先して、町道の平らなほうを一旦とまっていれば、県道のほうが広域交通であるわけなので合理性があるんじゃないかなって思ってるわけなんですけれど、なぜ県道がこの場合、普通は県道が優先になっているわけなんですけど、なぜこの2地点については県道が優先にならないんでしょうか。

議長（西藤 努君） 片桐建設課長。

**建設課長（片桐栄一君）** こちらについては、県の公安委員会のほうで判断をしているものでございまして、くわしい判断基準等については確認をしてございませんけれども、道路の幅員あるいは見通し等そういう部分を考慮した中での一時停止の規制ということではないかと考えております。

**議長（西藤 努君）** 4番、村田桂子君。

**4番（村田桂子君）** 現在の形態になって県道側が一旦停止になっているにもかかわらず、わずか5年間で16件と10件という大変事故が頻発をしている危険地帯であるわけですね。これについて、公安にその権限があるからということは何もしないというのは、やっぱり町民の安全を守るという点からするとちょっと不足しているのではないかと思うわけなんです。

なので、ここはやっぱり広域交通を優先して町道側は一旦停止することのほうが、特に冬の雪のシーズンとか凍結シーズンにはそのほうが合理的だというふうに思うんですけれども、課長はそのように思われませんか。

**議長（西藤 努君）** 片桐建設課長。

**建設課長（片桐栄一君）** 議員さんおっしゃりましたあの坂の関係でございまして、交差点を見ますと県道牛鹿望月線に、こちらは塩沢から町区に抜ける町道と県道の交差点部分でございまして、県道牛鹿望月線側にカラー舗装、滑りどめ舗装が施工してございまして。そういう部分で滑りどめの効果というのはあらわれているのではないかと考えております。また、町におきましても交差点注意の路面標識等については現地のほうに施工をしてございまして、事故防止について注意喚起を促しております。

いずれにしても、この部分につきましては先ほど来申し上げておりますとおり、県の公安委員会こちらのほうでの判断で一時停止の規制標識が設置されておりますので、町としては見直しはできないということでございまして。

**議長（西藤 努君）** 4番、村田桂子君。

**4番（村田桂子君）** 町に権限がないのはわかっています。しかし、町の意見、町民の意見で変えることは当然できるですね、できるはずですよ。何たって町の行政を司り、町民の安心・安全を守るのが町の役割だからです。意見を言うことはできます。変えることはできます。当然ね。

それはそのように思っておりますけれども、では今5年間で16件、そして10件、そしてこのカラー舗装はつい最近つけられたものですよ。たしか大きな事故が起こったあとカラー舗装になったというふうに認識しておりますけれども、じゃこれから先、これをやったから交通事故が防げるというその確認というのは一体いつ見直すんだというところでは、いつごろの期間まで区切って、あと3年間くらい全く事故がなければ効果があったというふうに見るのか。これからさき事故が起こればやっぱりこの体制では無理だということになるのか、そこのその何ていうんですか検証ですよ、交通安全の、これで大丈夫というふうに確認ができるその期間、あるいはどうなればこ

れで大丈夫だって言えるのかどうか、安全対策についてどうお考えになるのか、その期間についてお聞かせください。

**議長（西藤 努君）** 片桐建設課長。

**建設課長（片桐栄一君）** こちらについて、検証期間はどのくらいというようなお話でございますけれども、それについては実際に事故がなくなって、その原因となるものがなくなった場合にわかるというか、その結果がわかるということでありまして、実際にその期間がどのくらいとかということについては、具体的な期間というのはわかりません。

しかしながら、やはり運転者の例えば一時停止の標識の見落とし等によって事故が発生をしてるということを考えますと、そういう部分で運転者側の注意そういうものも事故防止に必要なことではないかと考えます。

**議長（西藤 努君）** 4番、村田桂子君。

**4番（村田桂子君）** 一旦停止の標識を見落とすというのがそれ直接的な原因ですけど、私その背景には県道というのは優先道路だという認識があるんだろうと思うんですね。だから、県道をずっと通ってきてまたそのまま行っちゃうていうことになるんじゃないかなて、警察のほうは事故原因をきちっと分析してないからですが、そうだとすればやっぱ町だってもう少し事故が起きないように分析を強める必要あると思うんですけど、町民の意見、私の聞いたところによると県道はやっぱ大きい交通だから、それが優先して通ってきたのでそこも引き続きという認識で、とまらない、行っちゃうんだよねという声も結構多く聞きました。

私、ここはカラー舗装もやり、それから交差点あり注意の看板もやりていうことで対策をとったとすれば、それでもなお事故が多く起こるとすれば、私の優先道路の見直しはすべきだていうふうに考えてます。

これについては公安委員会任せしないで、町がやっぱり原因をちゃんと分析してぴしっと物をいうことが必要ではないかなと思いますので、これについては町長に認識を伺いたいと思います。

それからもう一つ、歩道が、ちょうど今私が申し上げた2つの町道、塩沢線とそれから西塩沢の両方の間が歩道がないんですよ。あそこを中学生なんかが通ってるわけですけど、大変危険だてこともあるんですが、あわせて通学路の整備がもとめられようと思うんですが、ここについてもお聞かせください。

**議長（西藤 努君）** 米村町長。

**町長（米村匡人君）** お答えをさせていただきます。

先ほど私みもお話したとおり、道路交通法の36条2項によると、優先道路というものは道路標識などによる優先道路と指定されているもの及び等角交差点において等角道路における車両の通行規制をする道路標識などによる中央線または車両通行帯が設けられている道路をいう、これは先ほどお話をしたとおり、村田議員もおわかりにな

っているというに思います。

そういう中で、私たちが考える優先道路と道路交通法で定められている優先道路は違うという認識は、私たちも免許証を取得してるわけですから、これは認識の違い、勉強不足ということになるやもしれません。ですから、そういうことをしっかりと考えた中で、今取り組みを行っているというふうに私は認識をしております。

また、町としましてもこの交差点における事故が多発をしているということに対して、佐久警察署長とも懇談を重ねながらお話をさせていただいていることも申し添えておきたいというふうに思います。

それに関しては、優先道路を変えたほうがいいということではなくて、なぜこの交差点で交通事故が多発しているのか、それに対して警察としてどういうふうな対応をしていただけるのかというようなお話の中でさせていただいてる中で、佐久建設事務所も入った検討の中でああいうふうカラー舗装になった経緯があるというふうに私は認識をさせていただいています。

それにおける町道側については、町費、町の整備ということの中で、交差点が近いというような道路標示も、県道側をやる前に町のほうでしっかりとやらせていただいているというふうに認識をしています。その中で、事故が増えているか増えていないかということは十分検討した中で、今後も対応を重ねていきたいというふうに考えております。

以上です。

**議長（西藤 努君）** 片桐建設課長。

**建設課長（片桐栄一君）** 県道牛鹿望月線の歩道の関係でございますけれども、県道牛鹿望月線につきましては、町のほうから歩道も含めた改良の要望を佐久建設事務所に前から行っております。そして、中原工区、中学校のところになりますけれども、そちらにつきましては計画的に今年工事がまた始まるというようなことになっております。野方地区につきましても、歩道も含めた整備について引き続き佐久建設事務所へは要望、あるいは協力を図ってまいりたいと考えております。

**議長（西藤 努君）** 4番、村田桂子君。

**4番（村田桂子君）** 本当に事故が多発しているところなので、どうすれば事故が減るのかということで今警察と協議をしているということでしたけれども、私は優先道路の件も一考に値するのではないかとことを申し添えてこれについては終わります。

何しろ本当に事故が多い、びっくりするような事故、しかもそれは町道側もスピードを出してきますし県道のほうは一旦停止しないという事で、町道の側も交差点あり徐行とか徐行注意とかそういう啓発看板なりをもっとしっかりと書かなくちゃいけないんじゃないかことは意見として申し上げておきたいと思います。

次にいきます。2点目の質問です。公共交通の改善についてです。

立科町は、住んでよし訪れてよしの大変よい町で、心からこの町に住むことを幸せ

に思っております。町の中心部にスーパー、衣料品店、農業資材の店、銀行、診療所、飲食店などそろっており、生活するのに不便はないという町です。

ただし、それは車やオートバイなど自分で交通手段を持っている場合はふつごうがないということです。車のない人にとって大きな問題は、公共交通が不便だということだと聞いております。車がなければどこに行くにも大変不便な町だというのが実感です。そうした問題意識から、この間行政でも交通アンケートをとって公共交通の問題点を探り、解決に向けた取り組みを強化しようとしてご努力をされていると認識しております。

私は、行きたいところへ行かれる、特に命にかかわる病院へのアクセスや食料品の確保、これを保障する交通権というのは、新しい人権として保障されなければならないと認識しています。特に人工透析を受ける方や定期的な通院をしなければならない人にとって、安い料金で行かれるということは命にかかわる人権問題だと考えます。

学校へ通う子どもにとって、教育を受ける権利を保障する大事な手段ですし、町でさまざまな講座やイベントを組んでも町民が参加しにくければその事業は大きな効果を上げることはできません。つまり、住民の町政への参加も交通権が保障されてこそだといえます。

現在のスマイル交通やデマンドタクシーなどの公共交通が、こうした健康、医療を受ける権利の保障や町政参加、教育を受ける権利などを保障するための大前提として、なくてはならない公共インフラだという認識が大事だと考えます。

交通はまちづくりの基本、大前提の立場に立った抜本的な見直しが必要と考えます。まず町長に、公共交通はどうあるべきか町長のご認識を伺います。その上で、現在の町の公共交通についてのご認識や、改善に向けてのご見解をお伺いいたします。

**議長（西藤 努君）** ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

**町長（米村匡人君）** お答えをさせていただきます。

現在、自動車中心社会において、年少者また要介護者、一部の高齢者や障害者など自分で運転することができず、公共交通に頼らざる得ない方がおられることは認識をさせていただいております。

公共交通は、鉄道、バス、タクシーなど不特定多数が利用できる交通機関であり、この皆さんが日常生活で使うため、また観光客などの来訪者も利用する公共交通は、全ての地域にあるべきものと考えております。

たてしなスマイル交通と福祉型デマンドタクシーは、立科地域公共交通活性化協議会で運営をしております。今年度、国土交通省の地域公共交通確保・維持改善事業補助金の交付を受けて、地域公共交通網形成計画を策定いたします。この計画は、利

用者の利便性を確保しつつ効率的な運行形態に努め、持続可能な地域の足となることを目標としております。

町のスマイル交通及び福祉型デマンドタクシーの状況、また取り組みについては、企画課長のほうから答弁をさせていただきます。

**議長（西藤 努君）** 竹重企画課長。

**企画課長（竹重和明君）** それでは、町のスマイル交通及び福祉型デマンドタクシーの状況、取り組みについてということで答えます。

スマイル交通は、千曲バスが運行する佐久平駅、岩村田方面への中山道線、東信観光バスが運行する大屋駅方面への中山道線及び丸子線とのアクセスを重視し、地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、観光客等の来訪者の移動手段として運行を行っております。

スマイル交通はもとより、バス会社が運行する中山道線及び丸子線も含め多くの皆さんにご利用いただき、運行規模の縮小等にならないよう地域の足として継続していきたいと考えております。

福祉型デマンドタクシーは、スマイル交通が通らない地区にお住まいの方、身体障害者手帳を所有しており、最寄りのバス停まで歩いていくことが困難な方を対象としておりましたが、今年度からは運転免許証を返納された方、介護保険の要介護、要支援認定者または事業対象者の方もご利用いただけるよう、利用対象者を拡大しております。

登録後、利用券を発行し、1乗車につき600円で町内の移動が可能となります。スマイル交通がご利用できない方や運転免許証返納者等の移動手段の確保としてこの事業を行っております。

**議長（西藤 努君）** 4番、村田桂子君。

**4番（村田桂子君）** 先ほどの答えの中にも、縮小しないように頑張るという答えがありましたので大変心強いことだと思います。

前回とりました交通アンケートですね、300人対象で行われましたけれど、その結果の分析というのはいかようでしょうか。明らかになった問題意識などはどのようでしょうか。

**議長（西藤 努君）** 竹重企画課長。

**企画課長（竹重和明君）** お答えさせていただきます。

昨年、地域公共交通活性化協議会の中に地域公共交通再検討会議を設けて、地域公共交通の再検討を行いました。その検討資料とするため、昨年11月から12月にかけて町民アンケートを実施しました。65歳以上の町民から約300人を抽出、また各区長、部落長の皆さん、合わせて350人に郵送で実施しました。回収率は218人で62.3%でした。

調査結果は一旦集計しましたが、今年度の地域公共交通網形成計画策定に係るアン



ケート調査とあわせて、公共交通に関して専門知識のある委託業者に依頼をしておりますので、詳細な分析はこれからとなります。

しかし、昨年度このアンケート集計後に開催した再検討会議では、専門家として県の派遣する交通アドバイザーの方にも出席していただき、調査の結果をもとに公共交通のあり方について検討をする中で、当町の公共交通の問題点についても触れられております。

当町では、運転免許証や車両の保有率が8割以上と非常に高く、公共交通の利用者は約7%とかなり低いものでした。一方、自身が運転に不安を感じるなどした場合は免許証を返納したいと考えている人が68.5%、今後また将来に公共交通を利用したいと考えている方は70.6%という結果でした。

このことから、町民の皆様はバスを初め公共交通は必要であると認識しているが、今バスが運行しているからいずれは自分も利用できると、ある種の保険のように考えている方が多いことがわかりました。ここに問題があり、地域の皆さんの多くからは、今本当に公共交通を必要としているという意識が見えてきません。

自動車を運転できるうちから、あえて公共交通を利用するとの公共交通に対する意識が低いため、例えば利便性を向上させるため運行形態を見直しても、利用者が増加することは考えにくいと交通アドバイザーから意見をいただいております。

ただし、将来的に利用する可能性がある潜在的な利用者は多数いることも事実で、この方たちの中には現在の公共交通では不十分であるため、仕方なく運転を継続している方もいると思われま

す。今後の公共交通の維持、確保、充実のためには、現在の利用者、潜在的な利用者、双方から公共交通のニーズをよくお聞きすることが大切で、公共交通がなければならぬものという意識の高揚を図り、多くの町民の皆さんに実際に公共交通をご利用いただくことが重要と考えております。

**議長（西藤 努君）** 4番、村田桂子君。

**4番（村田桂子君）** 交通アドバイザーの言葉もありますが、課長さんの認識を聞いて安心しました。現在利用してない人でもやがて利用したいという人が7割いらっしゃるということですね。また免許を危険を感じたら自主返納したい人も68%もいらっしゃるということで、公共交通はしっかりと守っていかなくちゃいけないということでのご認識であることをまずひとつ安心をいたしました。

そして同時に、公共交通に関するアンケート調査、後ろのほうにびっしりと自由記述がありまして私これ読ませていただきましたが、改善しなきゃいけないこともかなりあると、問題意識もかなりあるということも同時に伺ったところです。まず現状認識ということで、ほかにも一通り伺ってから次にいきたいと思います。

次に2点目として、高校生の通学補償についてお伺いします。

町内の高校生が蓼科高校に通うときの手段としてはどのようなものが多いんでしょ

うか。

議長（西藤 努君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） 町内の生徒が蓼科高校に通う通学手段では徒歩が一番多く、次に自転車等であります。そのほかバイクとスマイル交通利用者がそれぞれ1名となっております。

議長（西藤 努君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 町内の方は比較的徒歩、自転車が多いと。町外から通ってくる人は丸子線を使って、丸子のほうから来る方が多いらしくて、中原で8時36分にとまり、急いで学校に通うということがあるというふうに住民の方からも伺っております。

また、今度町内の高校生が町外の高校に通うときには保護者が送迎、あるいは保護者たちが交代で送迎する体制をとっていて、大きな負担になっているというふうに聞きました。

現在の蓼科高校へ通う子どもたちのスクールバスの活用ができないか、蓼科高校の発着場所まで来ればそれぞれの駅までのアクセスが、立科町の子どもたちが町外の高校に通うときに利用ができないかということですがどうでしょうか。あるいは一般町民の利用も考えられないかどうか。

議長（西藤 努君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） 蓼科高校のスクールバスに利用つきましては、蓼科高校生以外にも利用することができないかということで以前にバス会社と協議した経過がありますが、スクールバスの運行で認可をいただいているということで現在の制度上ではできないということで、現状ではほかの利用には使えないという状況でございます。

以上です。

議長（西藤 努君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 例えば、千曲バスは、中山道線に夕方のときに発着場所が蓼科高校で3時54分とか6時40分とか7時2分とか利用できるようになってるんですね。蓼科高校の子どもを乗っけて中山道線を走るといこともやってますし、また朝は岩村田から来た中山道線が蓼科高校へ行くというようなこともやってるようなので、そういう相互乗り入れみたいなことが考えられないかということなんですけれども、この点については全く同じ高校生であっても蓼高生以外はだめということなんですか。確認です。

議長（西藤 努君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） 現在出しております蓼高へのスクールバスについては、蓼高生以外には利用できないということでございます。

議長（西藤 努君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 少しでも利便性がた高まればと思って今質問したところです。

次に、町民の町政参加の保証ということで、現在暮らしの委員もかかわってスマイ

ル交通があるんですけども、バスの走っていない地域や免許証を返上した人にデマンドタクシーということで利用が認められてきました。

片道600円で地域は町内だけと、登録制になっているんですが、利用実態はどうでしょうか。登録者数、利用状況、また免許返上者の新たな登録数、今回要支援とか事業対象者も含まれました。その数についてお知らせください。

**議長（西藤 努君）** 竹重企画課長。

**企画課長（竹重和明君）** 登録者数は、平成28年度9名、29年度14名、30年度は利用対象者を拡大したため8月末現在27名と増加しております。うち運転免許証の返納者は5名です。

利用状況は、28年度31%、29年度41%と増加傾向ではありますが、29年度で1回も利用したことのない方は3名おり、5枚以下が2名で、高齢者が多く入院、入所、死亡等もあるため、高い数値にならない状況があります。

**議長（西藤 努君）** 4番、村田桂子君。

**4番（村田桂子君）** ここでは利用が増えているという実態を確認しておきたいと思います。先ほど交通アドバイザーはそんなに増えないだろうみたいなお話だったんですが、高齢化に伴って利用は確実に増えるというのが私の認識です。

その関連で伺いますが、スマイル交通の代替として、通らないところとしてデマンドタクシーが認められているんですけど、片道600円というのはいかにも高過ぎるという声が多いんです。

スマイル交通は200円なので、ドア・ツー・ドアを考えてせめて300円ほどに抑えられないかどうか。スマイル交通の代替という意味合いが高いので抑えられないかどうか。安くして利用者を増やすということが大事だと考えますが、しかも予約制となれば同じ方面に行く人を乗り合わせることもできるので、交通権の保障の立場でどうでしょうか。

**議長（西藤 努君）** 竹重企画課長。

**企画課長（竹重和明君）** お答えいたします。

福祉型デマンドタクシーを始めた平成21年度に長野県のタクシー初乗り料金が710円で、タクシー初乗り料金より安く、蓼科地区の利用者もいますので白樺線の500円より高い600円に設定したと聞いております。

タクシーは、他の公共交通に比べ利便性が高く料金を区分する必要があります。また、600円を超える部分は全て町費で負担しておりますので、料金は適正かと考えておりますが、そのような声があるとすれば料金についても網形成計画策定時に検討させていただきたいと考えております。

**議長（西藤 努君）** 4番、村田桂子君。

**4番（村田桂子君）** じゃ次に、4点目の健康医療へのアクセスという点で、これは広域での取り組みなしには話は進まないわけです。役場前のバスベイから直接浅間病院や医療

センター、臼田の佐久総合病院への直接便を通す必要があると考えます。現状はどうかと見てみますと極めて少ない、中山道線では早朝の1本のみ、それから望月乗りかえの山手線でも早朝1本のみとなっています。

こういう状況を見たときに、医療権、特に透析患者なんかは丸子中央病院なんかは病院バスを出して患者の便宜を図ってるんですけども、命にかかわるだけに病院や佐久市などと連携してマイクロバスなどの交通手段を確保すべきではないか、あるいはバス便の増発や延伸、乗継の改善を図るべきだと考えますが、この佐久広域圏あるいは上田定住自立圏なんかの関係でこの医療へのアクセスという点での議論というのはされているのでしょうか、伺います。

**議長（西藤 努君）** 竹重企画課長。

**企画課長（竹重和明君）** 上田地域定住自立圏はないんですけども、佐久地域定住自立圏共生ビジョンにおいて、結びつきやネットワークの強化にかかる政策分野で地域公共交通のネットワークの構築を掲げ、全構成市町村が取り組む事業として協定を締結しております。

圏域住民の移動手段の確保と移動の利便性向上に向け、特に高齢者の通院や買い物、学生の通学等移動手段を持たない住民の足の確保を目指しております。当初の協定より協議を進めており、具体的な方向性が出るまでにはまだ時間がかかるものと思われませんが、圏域において共通の課題でありますので、引き続き協議を行ってまいります。

**議長（西藤 努君）** 4番、村田桂子君。

**4番（村田桂子君）** 実際に臼田病院なんかを利用する利用者の話を聞きますと、先ほど申し上げました早朝の話、芦田から望月のバスベイを経由して佐久平に行きそれから病院に行くというのは、全体で1,410円お金もかかりまた時間も非常にかかるということで、せっかくあるんだけど利用率は大変少ないということでした。

そのかわり佐久平まで行ったら一旦おりて、小海線の310円に乗りかえていったほうが300円ほど安いということで、そのような経路をとる人が多いというお話です。

また、芦田から望月のバスベイに行き、それから山手線を使って佐久病院に行くというのが、病院の直近で8時16分に着きますので、これについては利用があるんだけども、ここのバス便をもっと増やしてほしいという要望もありました。

いずれにしても実際にバスを利用する人の意見を、このようにしてほしいという改善の願いを持って多くいると思いますので、特に医療へのアクセスというのは現在は難病患者の人や透析の人は自家用車で行くことが多いと聞いてますけれども、終わった後帰るのもみんなぐあいが悪くいて行くわけなので、できたらあれば公共交通で帰りたいというのが本音だと思っております。

そういう点で、この利用者の声を聞くということが今度の交通網形成計画には大変重要だと思っているんですが、活性化協議会、新しくつくられた活性化協議会の中には、利用者の存在がなかったですね。当事者抜きにそのことを決めないでっていう

言葉がありますけれども、やっぱり利用者の声をきくというのが一番大事なことだと思うんですけれども、幾つかいろんな点で指摘してきましたが、そういうバスを一番利用される人たちの意見をどのように聞いていくのかということが、大変問われるかと思うんですけれど、いかがでしょうか。

**議長（西藤 努君）** 竹重企画課長。

**企画課長（竹重和明君）** お答えいたします。

網形成計画の策定に当たっては、委託してあります業者の調査員が、スマイル交通に乗り、実際の利用者に口頭でアンケート形式のヒアリングを行い、利用者の声も計画に反映していきます。

また、本年度からですが、地域公共交通活性化協議会の規約を改正し、協議会の委員に、住民または利用者の代表及び協議会が必要と認める者として、利用者も参画できるようにしております。

平成30年度の協議会の委員には利用者はいませんが、今後、参画していただき、利用者の声を協議会の運営に生かしていきたいと考えております。

**議長（西藤 努君）** 4番、村田桂子君。

**4番（村田桂子君）** 利用者が一番不便を感じているわけですし、このアンケート見ますと、本当にびっしりと要望が寄せられているので、具体的にここを早めてほしいとか、ここが1本欲しいとか、この接続をよくしてほしいとか、具体的な要望は必ず持ってらっしゃると思いますので、これは、利用者をできたら西部、南部、東部、山のそれぞれの代表を加えていただいた具体的な計画ができるように、ぜひお取り計らいいただきたいと思います。

そこで、私、この問題について考えてみますと、今のスマイル交通の運転手さんが、大変便宜を図ってくださって、路線上であれば乗降がある程度自由がきくとかいうことで、大変親切な対応だというふうにも利用者の方から伺いました。

しかし、全体的には便数も少ないわけなんですけれども、これから交通網計画をつくって、より高齢社会になりますので、車がなくても生活に支障がないような、あるいは医療へのアクセスなんか、あるいは子供たちが学校に通えるという、こういう通学保障も含めてちゃんと充実してほしいと思うわけなんですけど、1つ提案したいと思うんです。

東御市の例なんですけど、ホームページ見ていただければよくわかりますけれど、東御市もやっぱり公共交通が大変不便だということで、この間取り組みを進めまして、2006年からデマンドシステム、デマンド交通に切りかえています。ここは、画期的なところというのは、今まで利用していた民間の廃止路線の代替バスだとか、北御牧を走っていた市営バスや循環バスや子供のスクールバスを全部廃止して、そのかわりに定時定点の、定路線の朝夕の通勤用のバス路線と、それ以外をデマンドシステムにしたという思い切った交通体系を変えて、大変利用者が多いと34%かな、大変高い率で

登録をされ、利用しているということがホームページに出ておりました。

登録者が4,300人で、人口比が13%です。これは、車持っていない人も持っている人もいると思うんですけど、利用率が大変高くて、1日平均延べが173人と、2008年の1月から7月、ちょっと直近は聞いていないんですけど、路線バスのほうも、これは通学・通勤用に限って195人ということで、これも大変利用が多いということで、効力を上げているというふうに聞きました。

このデマンドタクシーは、田中駅を起点に5路線に分かれて、いつも田中駅まで来て、次のところに中継で、行きたいところに路線に乗りかえるという形式ですけど、デマンドタクシーについては300円と、乗りかえの場合も無料だということで、大変利便性が上がり、また喜ばれているという話でした。これなども、しっかり学んでいく必要があるのではないかなというふうに思います。

それで、今回、私、いろいろ調べてみまして、やっぱり町の方向としては、一つは定時定路線、現在あるスマイル交通を充実させることと。これは、200円で回ってるわけですけど、大変一周が長いですよ。西路線は、約1時間くらいかかります。東部路線も35分から40分かかりますし、南網は30分くらいかかります。

やっぱり明確なビジョンを持って、東御市でもデマンド交通組まれたということなんですが、1周30分以内にすると、そういう理念でやったそうです。それから、病院への足の確保とか、電車のアクセスの問題とか、幾つかこれはやろうということを理念を明確に掲げて、それに向けて交通網を整備したということを知りました。

そこで、立科町でも交通網をこれから形成するわけですが、まずは明確なビジョンを持たなくちゃいけないんじゃないかなというふうに思います。

私は、これ、私の案なんですけれど、1つはやっぱり佐久総合病院とか浅間病院なんかの病院へのアクセスの問題、これはきちっと確保すると。これは、もちろん広域で取り組まなくちゃいけないことなんですけど、2つ目は高校生、小中の、中学についてはスマイル交通があるんですけど、高校生の通学の足、そして、日常の暮らしを支えると。これも、町政参加も含めて、こういう明確な視点が必要ではないかなというふうに思うわけですが、この点での、どういう点に着目して、これから交通問題を解決していくのか、それについてお答えください。

**議長（西藤 努君）** 竹重企画課長。

**企画課長（竹重和明君）** お答えいたします。

現在、網形成計画を策定しておるんですが、その中でアンケート調査、あと利用者へのヒアリング、あと地区での意見交換会も考えております。

そういった中で、利用者の声ですとか、そういったものをお聞きする中で、町の公共交通の状況を的確に捉え、その上で課題を浮き彫りにし、課題を解決し、ニーズを満たすための目標を定め、網形成計画を策定していきたいと考えております。

**議長（西藤 努君）** 4番、村田桂子君。

4 番（村田桂子君） もう一つ例を示したいと思うんですが、木曾町の生活交通システムというのがあります。

木曾町は、木曾福島町1町と、開田村、三岳村、それから「ひぎむら」というんでしょうか、1町3村が合併したところなんです。そこで、木曾病院は木曾福島町にありますし、中心の官庁は木曾福島町にあるということで、これを基幹型の、各村から中心地に行く大きな幹線道路と、村の中を巡回する支線とに分かれて、それを両立しようということで取り組んだそうです。

公共交通というのは、やっぱりまちづくりの土台で、山村に人が住んでいなければ国土は守れないと、そこに住む人の生活のときの、命の交通網が木曾型、木曾町の生活交通システムだということで、たしか過疎債か何かを使ってやっているというふうに聞きました。

ここで大変、合併して不便になってはいけないという堅い決意のもと、木曾町では、やはり3つのことを考えた。1つは、木曾病院への通院を確保する、それから高校生の通学に資すること、それから日常の買い物と、この3つを明確なビジョンとして定めて、それに利用しやすいように変えてきた。

聞きますと、幹線道路、幹線線は200円、町内を回る線は100円だということです。また、乗り継ぎについては、ワントリップ200円かな、を払うというシステムで、大変利用しやすいということで利用率も上がっているというふうに聞きました。

やっぱりこれは町長にお伺いするんですが、交通が確保されなければ、町政への参加もできないですね。通院なんかはもちろんのこと、町のさまざまなイベントなんかに参加してもらうにも、足がなければできないということになりますので、やっぱり木曾町のまちづくり条例では、住民が町をつくるということが明確に座っていて、住民の情報共有と住民参加こそがまちづくりの基本だということで、交通網をその条例にのっかって交通網を見直したという話も聞きました。

やっぱり、ありとあらゆる福祉や教育や経済振興や、それから医療、介護も含めた、全てのありとあらゆる施策がそういう交通圏の保障の上に成り立っていると、そういうところでまちづくり条例がつくられているというふうに聞きました。

個別の案件でそれぞれ対処するのではなく、まちづくりの基本に交通を据えるというところが画期的な取り組みかなというふうに私、思ったんですけど、この点でのご認識はいかがでしょうか。町長に伺います。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

非常に村田議員の熱いご質問だというふうに思います。私たちも、まちづくりのために公共交通をどういうふうにしていくのかということ踏まえた中で、今回、地域公共交通網形成計画を策定をしようというふうにしております。

この網形成計画では、現在、策定に取り組んでいるこの計画の中で、たしか広域連

携についても盛り込まなければいけない、そういうふうには盛り込むことが必要とされているように、国土交通省から助言をいただいているというふうに認識はしております。

そういう中から、スマイル交通が接続をしている既存のバス路線、先ほども村田議員おっしゃいました佐久平駅、岩村田方面及び大屋駅方面への中山道線、また丸子方面への丸子線との調整を図り、接続向上に努めていくよう協議をしているとも、私は聞いております。

また、佐久市、上田市、東御市、茅野市もそうなんですけれども、などのコミュニティバスとの路線バス等を介した連携も図れるように調整をしていかなければ、今言ってるみたいに網形成計画の中で国土交通省が、やはり連携をとってやっていくということが必要。これは、立科町だけではなくて、やはり地域の連携が必要だというふうに思っています。

この計画を持続させるには、多くの皆さんに公共交通をご利用いただく必要があるというふうに考えております。自動車を運転する、私たちがそうなんですけれども、気持ちと時間に余裕があるときには、なるべく私も公共交通を使うべきではないかと。私は、こういう立場なんですけれども、反省をしているわけでありませう。

そういうふうな、公共交通を維持していくためには、私たちがやはりみずから公共交通を利用していきながら、使っていくということも、私を含めてまた議員の皆さんにもお願いをしていかなければいけないのかなというふうなことも考えています。

公共交通は、どうしても時間がかかったり、乗りかえまた乗り継ぎが必要でありませうけれども、この地域にとっては必要な交通手段として、町民の皆さんにもご理解をいただくため、公共交通の運行形態だけではなくて、モビリティーマネジメント、公共交通の利用促進のための、例えば公共交通の必要性についての講演だとか、また、バスの乗り方の教室など、公共交通の利用が身近になるような取り組みも、これは行政として取り組んでいかなければいけないと、そういうふうには私は考えております。

**議長（西藤 努君）** 4番、村田桂子君。

**4番（村田桂子君）** 交通弱者の人の足の確保は、やっぱり基本的な人権にかかわることだというふうに私は思います。

私も、バスを乗りながら、やっぱりどこが具体的に不便なのかということとちゃんと考えていかなくちやいけないなと。それは、地球温暖化への対応にもご理解をいただくため、なりますし、環境保全にもなりますし、そういうことにもつながる幅広い問題だというふうに思います。

ぜひ、利用者の声を聞いて、現実に今使っている人たちが使いにくい交通から、利便性が高まれば一般の人でも利用しやすいようになることは間違いないと思いますので、ぜひ、この点での取り組みをお願いして、質問を終わります。

**議長（西藤 努君）** これで、4番、村田桂子君の一般質問を終わります。



以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

(午後 2 時31分 散会)